

平成24年第1回多賀城市議会定例会会議録（第2号）

平成24年2月16日（木曜日）

◎出席議員（17名）

議長 板橋 恵一

1番 柳原 清 議員

2番 戸津川 晴美 議員

3番 江口 正夫 議員

4番 深谷 晃祐 議員

5番 伏谷 修一 議員

6番 米澤 まき子 議員

7番 金野 次男 議員

8番 藤原 益栄 議員

9番 佐藤 恵子 議員

10番 森 長一郎 議員

11番 松村 敬子 議員

12番 阿部 正幸 議員

13番 根本 朝栄 議員

15番 吉田 瑞生 議員

16番 昌浦 泰已 議員

17番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（1名）

14番 雨森 修一 議員

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 佐藤 昇市

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

市長公室長補佐(財政経営担当) 菅場 賢一

総務課長 竹谷 敏和
税務課長 郷家 栄一
こども福祉課長 但木 正敏
介護福祉課長 松岡 秀樹
建設部副理事(兼)道路公園課長 鈴木 弘章
会計管理者(兼)会計課長 永澤 雄一
教育委員会教育長 菊地 昭吾
教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃
教育委員会事務局副理事(兼)生涯学習課長 永沢 正輝
水道事業管理者 佐藤 敏夫
上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳
◎事務局出席職員職氏名
事務局長 伊藤 敏明
参事(兼)局長補佐 吉田 真美
主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開議

○議長（板橋恵一）

おはようございます。

本日、本会議 2 日目でございます。慎重審議、きょうも 1 日どうぞよろしく願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 2 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（板橋恵一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において阿部正幸議員及び根本朝栄議員を指名いたします。

この際、御報告を申し上げます。本日、14 番雨森修一議員から、本日の本会議に出席できない旨、会議規則第 2 条の規定により届け出がありました。

これをもって報告を終わります。

日程第 2 議案第 1 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 2、議案第 1 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(板橋恵一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第 1 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これはスポーツ基本法の制定に伴い、体育指導委員の名称をスポーツ推進委員に改めるため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては副教育長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(板橋恵一)

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長(大森 晃)

それでは、資料 3 により説明させていただきます。資料 3 の 1 ページをお願いいたします。

議案第 1 号関係資料、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表でございます。条例の別表の中の区分欄がございますけれども、「体育指導委員」の名称を、左側の「新」のところにありますけれども、「スポーツ推進委員」に改正するというものでございます。

この名称の改正に至った経緯について御説明申し上げます。

体育指導委員ですけれども、「スポーツ振興法」に設置根拠を置くものでございました。そして、このスポーツ振興法ですけれども、平成 23 年 8 月に全部改正されまして、「スポーツ基本法」が施行されております。その法律の改正内容ですが、スポーツを取り巻く環境や国民のスポーツに対する認識が大きく変化する中で、国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性にかんがみまして、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略としてスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進していこうというものでございます。

この法律の中で、体育指導委員の位置づけも改正されております。これまでは「住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行う」という法律上の規定がございましたが、改正後のスポーツ基本法では、これまでの内容に加えまして「スポーツの推進に係る体制の整備を図る」あるいは「スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行う」などの内容が追加されておまして、名称も「スポーツ推進委員」に改正されているものでございます。

これに伴いまして、ただいま新旧対照表の方で御説明申し上げましたとおり、「体育指導委員」の名称を「スポーツ推進委員」に改正するものでございます。

次に、資料 1 の 2 ページをお願いいたします。附則でございます。この条例は、公布の日

から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

確認だけさせていただきたいと思います。

先ほど副教育長からの説明では指導及びスポーツ振興に関する推進の役割も果たすという説明があったと思いますが、この新旧対照表での報酬の扱いが「技術指導等」ということになっておりますけれども、「等」の中に振興に関する事業についてもこのような報酬を与えるという解釈の中でよろしいのか。

それから、もう1点、スポーツ推進委員は何名で構成しようとしているのか、本市において。

その2点についてお伺いします。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

別表のほうの報酬の額の欄でございますけれども、これまで実技指導だけだったわけでございますけれども、スポーツ推進委員に係る業務も新たにスポーツ基本法のほうで加わったということでございます。その内容も含めて、こちらの金額ということでございます。

それから、何名でということでございますけれども、現在の体育指導委員の委嘱状況を申し上げますと、平成23年度は委嘱はしてございませんでした。平成22年度の状況を見ますと、6名の方に委嘱をして、実技指導等で派遣を23回行っている、そのような状況でございました。今後につきましては、今回、法律上の位置づけが変わったということもございまして、それから後ほど提案させていただきますスポーツ推進審議会との絡みもございまして、今後のスポーツの振興をどのようにしていくかという中でスポーツ推進委員の任命の人数も考えていきたいと考えております。

○議長（板橋恵一）

17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

そうしますと、現在のところは体育指導委員はゼロである、今後、法律の改正によって一応条例として書いておかなければいけないので今回の提案になった、具体的事項についてはこれからの協議になっていくんだという理解でよろしいですか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

そのとおりでございます。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

たしかそう、体育指導委員は昨年度ゼロだったはずなんです。そういうのであれば、そういう説明をきちっとしておかないと。今質問したからそれが明らかになるのであって。現状はこうで、法律改正によってこうなるんだからという説明を最初からきちっとしておかないと、体育指導委員がもういるものと勘違いする可能性がありますから。特に提案説明のときは、その辺の現状の状況についてもきちっと把握をして説明をしていく、そして今後の体制はこうしていくんだということを、質疑の中ではなく、説明の段階できちっと申し上げていくということが提案説明では必要ではないかと思しますので、今後そのように取り計らうように気をつけていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 1 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 2 号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 3、議案第 2 号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 2 号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてについてであります。これは本市の財政状況が厳しい状況にあることにかんがみ、平成 23 年度に引き続き平成 24 年度についても私及び副市長の給料及び期末手当の支給額を減額するものであります。よろしく願いいたします。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 2 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 3 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 4、議案第 3 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 3 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてについてであります。これは議案第 2 号で御審議いただいた案件と同様に、教育長の給料、期末手当の支給額を減額するものであります。よろしく願いいたします。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 3 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 4 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 5、議案第 4 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 4 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてでございますが、これは民間給与との格差を是正するため、人事院の給与勧告に準じ、職員の給与について所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては総務部長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

それでは、説明をさせていただきます。

資料3の4ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正の趣旨につきましては、ただいま市長から提案理由の説明がありましたとおり、昨年の9月30日に行われました人事院の給与勧告の内容に準じて、本市の一般職の職員の給料について改正を行うものでございます。

人事院勧告に基づく改正といたしましては、昨年11月29日の第2回臨時会におきまして平成23年12月1日を施行日とする給料表の改定等について御提案、議決をいただいたところでございますが、今議会におきましては本年4月1日及び翌平成25年4月1日を施行日とする改正について提案させていただくものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、2の改正の概要で説明させていただきます。

本条例案は、職員の給与について、大きく分けて2点の改正を行う内容となっております。1点目は、給与構造改革における経過措置額の段階的廃止について、本則の第1条、第2条により規定するものでございます。2点目は、給与構造改革期間中、昇給時に抑制されてきた給料号俸について、若年・中堅層を中心にこれを回復するという内容で、これは本条例附則により規定するものでございます。

それでは、給与構造改革における経過措置額の段階的廃止の内容について御説明させていただきます。

まず、4ページ下の方の「経過措置額について」という点線で囲んだ部分をごらんいただきたいと思います。平成18年度から実施された給与構造改革におきまして、年功的に上昇する給与を抑制するため、中高年齢層の給与水準を7%、平均では4.8%と大幅な引き下げが行われ、本市もこれに準じた給料改定を行いました。それと同時に、個々の職員が受ける給料月額につきましては、経過措置としまして、平成18年3月31日、これは平成17年度末ということになりますけれども、その時点で受けていた給料月額を基準とし、昇給等によりこの額に達するまでの間は、その差額を支給する旨の規定が設けられました。この差額の支給が「経過措置額」と言っているものでございます。ただし、平成21年12月以降は人事院勧告によりこの基準額の引き下げも行われておりまして、現在は平成18年3月31日時点の給料月額99.1%を基準額としておるところでございます。

それでは、4ページの中段よりちょっと上のところの(1)第1条の規定による改正、給与構造改革における経過措置額の減額について説明をさせていただきます。

ただいま御説明しました経過措置額の支給について、まず平成24年度は2分の1を減額して支給するという内容でございます。ただし、減額する額の上限は月1万円が限度となります。例えば2万2,000円の経過措置額を受けている職員につきましては、2分の1である1万1,000円を減額するのではなく、1万円までの減額となり、残り1万2,000円の支給を受けることとなります。対象となる職員数の見込みとしましては、124人、年齢は45歳から59歳、平均年齢は54歳となっております。額につきましては、月額61円から減額の上限であります1万円まで、これら対象者124人の平均が5,274円の減額と見込んでおります。

なお、これらの数値は、本年 1 月 1 日現在における見込みでありまして、4 月 1 日付昇任による昇給等の変動要因は考慮しておりません。本資料における対象者数、影響額につきましても、以下すべて同様でございますので、あらかじめ御承知おきいただきますようお願いいたします。

続きまして、次の(2)第2条の規定による改正、給与構造改革における経過措置額の廃止でございますけれども、これは平成 25 年度から経過措置額の支給を全額廃止するものでございます。対象者数は 106 人、年齢は 47 歳から 59 歳、平均年齢は 55 歳と見込んでおります。額としましては、月額 86 円から 1 万 2,276 円まで、対象者 106 人の平均が 5,395 円の減額と見込んでおります。現行の支給内容に対する完全廃止後の差額としましては、最大で月額約 2 万 2,000 円、平均では月額約 1 万円の減額を 2 年間で実施するという内容になってございます。

次の 5 ページをごらんいただきたいと思っております。

点線で囲んだ部分、経過措置額廃止の趣旨ということでございますけれども、昨年 9 月の人事院勧告におきましては、公務員と民間との給与格差を見ると、特に 50 歳代以上の高齢層において公務員が民間をいまだ相当程度上回っておりますことから、この経過措置額の支給を廃止し、高齢層の職員の給与水準の是正を図る必要があるとされたのがこの改正の趣旨でございます。

続きまして、その下の(3)附則の説明をさせていただきます。

アの施行期日(附則第 1 項関係)につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

イの平成 24 年 4 月 1 日における号俸の調整(附則第 2 項関係)でございますが、若年・中堅層の職員を中心に給与構造改革期間中に抑制されてきた昇給、これは給料でございますけれども、昇給の号俸を平成 24 年 4 月 1 日付で最大 2 号俸回復、これは昇給をさせるという内容でございます。対象となります若年・中堅層といいますのは、具体的には、ことしの 4 月 1 日現在で年齢が 42 歳未満の職員が対象となります。年齢 36 歳未満の職員は最大 2 号俸、36 歳以上 42 歳未満の職員につきましては最大 1 号俸の回復となります。ページ中ほどからちょっと下の部分の点線で囲んだところをごらんいただきたいと思っております。給与構造改革に伴う昇給抑制措置についてでございますが、先ほど御説明しました給与水準の引き下げに伴う経過措置額の支給を行うため、平成 18 年度から平成 21 年度までの 4 年間にわたり、毎年 1 月 1 日付で行う職員の昇給の際、通常 4 号俸昇給のところ 3 号俸の昇給にとどめるという抑制措置を行ってまいりました。平成 21 年度に抑制した昇給号俸の回復につきましては、まず 22 年人事院勧告に基づく給与条例の改正によりまして、平成 23 年 4 月 1 日付で年齢 43 歳未満の職員を対象に既に実施したところでございます。今回の改正におきましては、平成 18 年度、19 年度、20 年度の昇給時に抑制を受けた職員を対象として実施するものでございます。したがって、例えば 36 歳未満の職員の場合、最大 2 号俸回復としておりますけれども、36 歳未満の者であっても採用年次の関係から、この間の抑制措置を 1 回しか受けていない者は 1 号俸のみの回復、全く受けて

いない者は対象外となりますことから、「最大」という言葉を使っています。

これらの基準の詳細につきましては、別途、規則で規定する予定でございます。

対象者数及び影響額でございますが、まず年齢 36 歳未満の職員につきましては、対象は 75 人、年齢は 22 歳から 35 歳までで、平均 32 歳、月額にしますと 1,300 円から 4,000 円、平均では 3,215 円の増となります。36 歳以上 42 歳未満の職員につきましては、対象者が 75 人、年齢が 36 歳から 41 歳までで、平均が 39 歳、月額にしますと 1,200 円から 2,000 円、平均しますと 1,779 円の増と見込んでおります。

続きまして、下の方のウの平成 25 年 4 月 1 日における号俸の調整、これは附則第 3 項関係でございますけれども、こちらをごらんいただきたいと思います。これは、平成 25 年 4 月 1 日におきまして規則で定める年齢に満たない職員の号俸を最大 1 号俸回復させるものでございます。24 年 4 月におきましては、平成 18 年度から 20 年度までの 3 カ年の昇給抑制に対して最大 2 号俸回復することから、25 年 4 月において残る 1 カ年分の抑制号俸を回復するという内容になります。

対象年齢につきましてはことしの人事院勧告により示される見込みでございます、これを基準として規則で決定する内容としております。

以上が本議案による改正内容、大きく 2 点についての説明でございます。

続きまして、5 ページ、上の方のアのところに戻っていただきたいと思います。施行期日（附則第 1 項関係）について説明を申し上げます。

（ア）の第 1 条、附則第 2 項及び附則第 4 項、これは経過措置額の減額、平成 24 年 4 月 1 日における号俸の調整、それと規則への委任規定でございますが、これらにつきましては平成 24 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次の（イ）第 2 条及び附則第 3 項、これは経過措置額の廃止及び平成 25 年 4 月 1 日における号俸の調整でございますけれども、これらにつきましては平成 25 年 4 月 1 日から施行する旨、規定するものでございます。

次の 6 ページをお開きいただきたいと思います。

3 の規則等の改正について御説明を申し上げます。

まず、（1）本条例の施行に伴い規則に委任する主な事項でございますが、まず平成 24 年 4 月 1 日において年齢 42 歳に満たない職員のうち、調整考慮事項を考慮して調整、これは昇給の必要があるか否か、これの対象とする職員の基準につきましては、規則を新規に制定して、例えば「平成 24 年 4 月 1 日における号俸の調整に関する規則」というような形になりますけれども、制定する予定となっております。施行期日は平成 24 年 4 月 1 日でございます。

表の下段になりますけれども、平成 25 年 4 月 1 日において調整考慮事項を考慮すべき職員の年齢や調整・昇給の必要がある職員の基準につきましても、同様に平成 25 年 4 月 1 日における号俸の調整に関する規則を新規に制定する予定としております。これは、平成 24 年人事院勧告の内容を参考の上、平成 25 年 4 月 1 日を施行日として制定するもので

ございます。

続きまして、(2) 本条例で規定するほか、人事院の給与勧告に準じ規則等の改正を行うものについてでございますけれども、本市上水道部の企業職員の給与に関する規定の一部改正が必要となります。その内容につきましては、アからエまで記載しておりますとおり、本市上水道部企業職員の給料の取り扱いにつきましても、本条例で規定する経過措置額の段階的廃止と昇給抑制号俸の回復について同内容の改正を行うこととなります。

最後、4 のその他でございますが、労務職職員の給料の取り扱いにつきましても、条例の改正内容に準じ、行政職給料表の適用を受ける職員と同様の取り扱いをするものでございますが、そこに記載のとおり、本市におきましては本改正の対象となる経過措置額の支給対象者、平成 24 年 4 月 1 日現在で年齢 42 歳未満の労務職員は、おりません。

7 ページから 9 ページまでにつきましては新旧対照表となっておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8 番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

資料 3 の 4 ページなんですが、2 の改正の概要の(1)と(2)なんですが、対象の皆さんはどういうふうに違うのか。年齢が(1)は 45 歳から 59 歳になっていますし、(2)は 47 歳から 59 歳になっていますが、その対象の違いについてちょっと説明をお願いしたいんですけども。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

この対象範囲の年齢につきましては、要するにどの層を若年・中堅層と言って、どの層を高年齢層とするかということにつきましては、人事院の勧告の中で示されているものでございます。それらによって分けられた年齢というふうに御承知おきいただきたいと思えます。

○議長（板橋恵一）

8 番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

要するに、(1)は減額です、(2)は廃止による減額なんですが、両方該当する人はいるんですか。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

先ほど説明の中で申し上げましたように、24 年度については半分、それから 25 年度につ

いては全部を廃止するということで、段階的になくするというような内容になってございます。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

今回の条例の一部改正の措置については理解するんですが、現時点で本市の職員給料のレベルの問題を考えてやらなければいけないのではないかと。こういうふうに決まったから自動的にこう下げるんだというのではなく、本市の職員給料がどの位置にあるのか、その場合、本市としてはどういう措置をして他自治体の給料標準と合わせていくのかということも大事な作業になるのではないかと。機械的にこうだからこうやりますではなく、条例上はそうしなければならないようになっていると思いますが、本市の実態の給料をどう全国、宮城県平均でもいいですから、どう標準に合わせていくか、そういう措置も私は行政として人事管理からいけばやらなければいけないのではないかと。その辺はどのように考えていますか。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

ただいま御説明させていただいております平成 18 年に国から示された給与構造改革を 5 年がかりでやってきたという形での扱いということになります。昨年の臨時議会の中でも議員から御指摘ありましたように、構造的に多賀城市の職員の給料がどういった状況にあるのかということについても調査をしております。それらを改善する手だてとしてどういった手段が講じられるのか、この辺についても今対応をしているところでございますけれども、なかなかこの手の話というのはドラスチックに劇的に変えるという性質のものでもございませんので、やはりある程度見通しを立てて順次実施をしていくという性質のものであろうかと思っております。その辺につきましては、今後も十分に研究させていただいて、改善の方向を目指してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

検討されているということですので、鋭意検討していただきたいんですが、基本的には定期採用の人を基準とせざるを得ないと思うんです。その年齢給の平均が出るはずで、必ず、表にありますから、どうしても。その平均があって、その平均が他の市町村とどういう位置にあるのかを見ていかないと、これは直していかないと。個人個人に、例えば A さんはこうだからこうだというわけにはいかないと。多賀城市の平均勤続と平均賃金がどうい位置にあって、他市町村との賃金とのバランスがどうなっているのか、その辺をきちんと見ていかないと、私は是正するといっても無理があるのではないかと。どう

してもお手盛りになってしまう可能性が出てくる。その辺も、部長、改革するという途上にあるとすれば、その辺も十二分に調査していただいて、多賀城市の職員の給与の標準というものをきちっと見定めてやることが大事ではないのか。

ラスパイレスはうちの方は低いわけですから、これはどうしても上げなければいけない。ただ上げればいいというだけのものではないと思うんです、人事政策としては。ですから、その辺の整合性、基本的に理解ができるようなやり方をきちっとしていくことが今求められているのではないのか。

特に今度の震災において、これから復旧・復興の事業が活発になってくればくるほど、職員の待遇改善をして頑張っていたかなければならないという環境にあることは理解していると思いますので、その環境にやっぱり的確に対応してやるんだという姿勢が私は人事管理並びに給料問題については大事ではないかというふうに見ておりますので、ひとつその辺も含めて、市長、いかがでしょうか。検討してみてください。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

議員おっしゃったように、多賀城の場合だとラスパイレスが非常に低いということで、以前からそのことは指摘して、何とか是正するよということとは以前から私から言っております。ですから、今回の人事院勧告に基づくものは当然やるわけでございますけれども、構造的にはたしか 50 歳以上の職員が非常に多いという状況の中でラスパイレスが低くなっているという、そういう構造的なものもあるわけですが、議員おっしゃったように何とか是正して、今後復旧・復興に向けて頑張っていけるように何とか措置していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。8 番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

賛成討論というよりも、反対はするまでもない討論ということでしたいと思っております。

若年層の皆さんの給料の回復をするというのは、当然のことだと思います。同時に、ベテラン層の人たちを、では下げていいのかということ、50 歳前後というのは子供さんが高校、大学にちょうど行っているあたりで、非常に出費がかさむ時期です。そういう層を民間と比べて高いからといって安易に下げていいのかという問題は、やはりあるだろうと思っております。それで、日本の働く人たちの給与は、97 年を境にしてずっと下がり続けてきました。これは先進国の中では日本だけなんです。ほかはみんな給与が上昇しています。そういう中で、日本の中での購買力が低下している、市場が狭まっているという問題があるわけですので、

そういう点については絶えず視野に置いて、この給与問題は考えていただきたいということを申し上げまして、討論といたします。

○議長（板橋恵一）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 4 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決すること賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板橋恵一）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 5 号 基金の再編等に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 6、議案第 5 号 基金の再編等に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 5 号 基金の再編等に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。これは平成 24 年度予算の財源確保、公債費等の将来負担の軽減による財政運営の安定化、そして本市の復旧・復興事業における財源の確保を図るため、関係条例について所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては市長公室長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

議案第 5 号の基金の再編等に伴う関係条例の整備に関する条例についてを説明させていただきます。

資料 3 の 10 ページをお開きいただきたいと思います。

1、条例制定の目的を 4 点掲げておりますが、その背景等について初めに説明をさせていただきます。

東日本大震災発災後、災害関係経費などのうち国の財政支援が不明確である経費に対しましては財政調整基金を大きく取り崩し、被災者の支援を初め復旧に向けての対応に鋭意取り組んできたところでございます。その後、国の支援内容が明らかとなるにつれ、大きく取り崩しておりました財政調整基金への積み戻しも進みつつあります。その一方で、平成 24 年度一般会計当初予算の編成過程において、現時点で把握できる国の支援策をもってしてもなお補てんし切れない歳入の欠陥が生じる見込みとなりましたので、平成 23 年度における財源組み替え等による財政調整基金の積み戻し、平成 24 年度における歳出予算の縮減を行うなど、平成 23 年度及び平成 24 年度の予算の一体的な対応によりまして歳入予算の不足分を埋める努力を重ねてまいりました。

そのかきもありまして、平成 23 年度末における財政調整基金残高見込額のほぼ全額を取り崩すことによりまして、辛くも平成 24 年度一般会計当初予算の編成が可能となりました。しかしながら、このことによりまして平成 24 年度一般会計当初予算の成立時点で財政調整基金残高は 1,000 万円を下回るところとなり、平成 24 年度事業の実施過程で予算不足が生じた場合、あるいは震災復興交付金事業の対象とならなかった事業を単独で実施しなければならない場合などへの対応が大変困難な状況になると予想されます。

このようなことから、平成 24 年度における財源不足の解消はもちろんのこと、あわせて公債費等の将来負担の軽減による財政運営の安定化、復旧・復興事業の推進、または十分な活用がされていない基金の活用を図るため、基金の再編等を行うこととしたものでございます。

今回の再編等の対象としている基金は「2、基金の再編等の概要」に列記しているとおりでございますが、具体的な再編等の内容につきまして、その概要を各個別の基金ごとに説明させていただきますと存じます。

初めに、(1) の財政調整基金でございますが、これは平成 24 年度に見込まれる財源不足に対応するため、土地開発基金を取り崩して 5 億円を積み増しするというものでございます。

次に、(2) 土地開発基金でございますが、この基金は定額運用基金であり、取り崩すことをもともと予定していない基金でございました。そのため、ふえることはあっても減ることのない基金であり、用地取得以外での活用が見込めないものでございました。今回、潤沢にありますこの基金の一部について取り崩しを行い、喫緊の財源不足はもとより中長期的な将来負担に備え、さらに緊急時などにおいて取り崩しが可能な基金とするものでございます。また、取り崩しが可能な額は、現在保有している土地、土地開発公社への貸付金の額などを勘案いたしまして 10 億円を下回らない範囲内の額とし、取り崩しが進んだとしても最終的に 10 億円だけは確実に維持されることとするものでございます。

なお、今回この基金に属する現金のうち 10 億円を取り崩し、財政調整基金及び市債管理基金にそれぞれ 5 億円ずつ積み立てることとしております。

次に、(3) の市債管理基金でございますが、現在この基金は市債の償還に備えるための基

金となっておりますが、現に多額に上る市債残高の償還財源の確保、今後単独で実施しなければならぬ復旧・復興事業に充当できる市債の償還財源の確保などの必要性から、土地開発基金を取り崩しまして5億円を積み増しするというものでございます。

さらに、長寿社会対策基金を編入することとし、本市にとって将来負担となる債務負担行為に基づく支出も、この基金の対象とすることといたします。

なお、今回、債務負担行為に基づく支出を対象に含めることとすることから、基金の名称を「市債等管理基金」に改めるものでございます。

次に、(4)の生涯学習推進基金でございますが、現在この基金は果実運用型基金でありまして、運用益のみを取り崩して使用できる基金としてございますが、低金利が続いている中、十分な運用益も望めず、平成12年を最後に取り崩しの実績がない状況にございます。そのようなことから、必要とされる事業等の財源として有効な活用が可能となるよう、果実運用型から取り崩し型の基金に変更するものでございます。

次に、(5)の長寿社会対策基金でございますが、この基金は今後追加で積み立てる予定がございません。現在充当事業としております特別養護老人ホーム「多賀城苑」並びに「長松苑」の建設負担金への財源充当を行ってまいりますと、長松苑の建設負担金の支払い完了前に枯渇することとなります。先ほど市債管理基金のところの説明をいたしましたが、長寿社会対策基金の今後予定していた充当事業の実態に即して考えた場合、債務負担行為に基づく支出でございます、多賀城苑並びに長松苑の建設負担金が公債費に準ずるような経費と認められますことから、市債管理基金へ編入することにより、これらの建設負担金の支払いに不足する財源を同基金に振りかえるというものでございます。

最後に、資料11ページ、(6)の地域活性化・公共投資臨時基金でございますが、国からの交付金でございます地域活性化・公共投資臨時交付金の使用が平成23年度限りであるため、当該基金を廃止するものでございます。なお、この基金による財源充当につきましては、本定例会に提出しております一般会計補正予算(第8号)への計上によりまして、すべて終了となります。

次に、12ページをお願いいたします。

以上御説明申し上げました内容をイメージとして取りまとめたものでございます。再編前の各基金の現在高は平成23年12月末日現在での実額ベースの保有額でございます、現在高は1,000円単位として記載しております。

続きまして、以上の内容を反映させた条例の説明をさせていただきます。

資料の13ページをお願いいたします。

初めに、新旧対照表から説明をさせていただきます。

第1条の規定による改正は、多賀城市財政調整基金条例の一部改正でございます。

第2条第2号の改正は、地方財政法施行令の引用条項のずれを直すものでございます。

第6条の改正は文言の整理、第7条の見出しの改正は他の条例における同様の規定との表現を統一するために行うものでございます。

続いて、14 ページをお願いいたします。

第 2 条の規定による改正は、土地開発基金条例の一部改正でございます。

第 1 条の改正は、文言の整理でございます。

第 2 条第 1 項の改正は、定額運用基金である土地開発基金における定額の基本となる額を「4,000 万円」から「10 億円」に改めるものでございます。

第 2 条第 2 項の改正は、今回追加する第 5 条の規定との関係で文言を整理するものでございます。

今回追加となる新しい第 5 条につきましては、土地開発基金に係る処分規定、つまり取り崩しに関する規定となります。取り崩すことができる額は、第 2 条第 1 項に規定する額、つまり 10 億円を下回らない範囲内の額となります。先ほども御説明申し上げましたが、最終的には 10 億円は維持されるということであらわしたものでございます。

第 5 条第 2 項の規定につきましては、土地開発基金を取り崩した場合は、その分だけ定額が減少する旨を定めるものでございます。

その他の改正は、新たに第 5 条を追加したことに伴う条番号の移動でございます。

続きまして、資料の 16 ページをお願いいたします。

第 3 条の規定による改正は、市債管理基金条例の一部改正でございます。

題名及び第 1 条の改正は、長寿社会対策基金を編入し、市債管理基金の対象に債務負担行為に基づく支出を追加した旨を条例名及び基金名に反映させるものでございます。

第 5 条第 1 号の改正は、財政調整基金などの規定との整合を図り、基金を取り崩せる場合を財源が著しく不足する場合とし、債務負担行為に基づく支出の財源に充てるための基金の取り崩しは、この第 1 号の場合に限定されることとするものでございます。

附則第 3 項の規定の追加は、市債等管理基金条例第 5 条に定める取り崩し要件に該当しなくても、基金を取り崩して財源充当ができる例外規定を設けるものでございます。これは、さきに御説明申し上げましたように、市債等管理基金に長寿社会対策基金の代替財源である一面を持たせる必要があるためでございます。そのようなことから、この例外的に基金を充当できる支出は市長が定めることとしておりますが、当然のことながら、長寿社会対策基金の充当事業でございます、多賀城苑及び長松苑の建設負担金とする予定でございます。

資料の 17 ページをお願いいたします。

第 4 条の規定による改正は、生涯学習推進基金の一部改正でございます。

第 5 条の改正は、生涯学習推進基金が果実運用型基金である旨を規定している部分を削りまして、取り崩し型基金であることを明らかにするものでございます。

続いて、条例案の説明をさせていただきたいと存じます。

資料 1 の 13 ページをお願いいたします。

新旧対照表で御説明申し上げました内容に対する改正分の説明は、割愛させていただきたいと存じます。

第 5 条の規定でございますが、これは長寿社会対策基金条例及び多賀城市地域活性化・公

共投資臨時基金条例を廃止する規定でございます。さきに御説明申し上げました理由によりまして、長寿社会対策基金及び地域活性化・公共投資臨時基金を廃止するため、これらの設置条例を廃止するものでございます。

次に、附則第 1 条の規定でございますが、これは条例の施行期日を定めるものでございます。基金に属する現金の移しかえなどを平成 23 年度中に行うため、この条例の施行期日を公布の日とするものでございます。ただし、市債管理基金条例の改正は市債管理基金の財源充当の対象の追加及び名称の変更などを考慮しまして、また多賀城市地域活性化・公共投資臨時基金条例の廃止は充当事業の進捗状況などに配慮する必要があるため、平成 24 年 4 月 1 日施行とするものでございます。

次に、附則第 2 条の規定でございますが、これは土地開発基金条例の一部改正に伴う経過措置を定めたものでございます。先ほど新旧対照表で御説明申し上げました土地開発基金条例の改正は、これまで取り崩しができない基金であった土地開発基金を一定の要件が満たされれば最大で 10 億円を残して取り崩し可能な基金へ切りかえるためのものでございました。そのため、土地開発基金の現在高約 24 億 8,400 万円と大きく乖離することとなりますので、新土地開発基金条例第 2 条の規定により、土地開発基金の現在高がそのまま引き継がれるということを注意的に規定したものが、この附則第 2 条の規定でございます。

最後に、附則第 3 条第 1 項の規定でございますが、これは土地開発基金に属する現金の処分の特例を定めたものでございます。今回、財政調整基金及び市債管理基金に 5 億円ずつ積み増すために土地開発基金を 10 億円取り崩すこととしております。この特例規定は、記載のとおり平成 23 年度のみ財政調整基金と市債管理基金へ積み立てるために 10 億円に限り取り崩しが可能である旨を定めるものでございます。

また、第 2 項の規定は、このような特別な取り崩しを行った後の土地開発基金の定額は、第 5 条第 2 項の規定と同様に、当該取り崩した額のみだけ減少する旨を定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8 番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

土地開発基金なんですが、4,000 万円持つんだということになっていたのに 24 億 8,000 万円にもなっていたというのはちょっと驚きなんですが、説明によりますと少なくとも 10 億円は持っていたいというふうに聞いたんですが、そういう解釈でよろしいんですか。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

定額基金としては 10 億円は最低限持っていたいということでございます。

○議長（板橋恵一）

8 番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

その 10 億円というのは、現金、土地、貸付金含めて 10 億円というふうに理解していいんですか。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

そのとおりでございます。

○議長（板橋恵一）

8 番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

そうすると、あと 4 億 8,404 万 8,000 円余裕があるということになりますね。これをもし使うということになると、また条例改正が必要だということになるんですか。附則の第 3 条で今回 10 億円を取り崩すんだけど、こういう形で条例設定して取り崩すんですが、その後、余裕のある 4 億 8,404 万 8,000 円をもし活用したい場合にはどういう措置になるのかということなんですけれども。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

先ほど説明の中で触れさせていただきましたけれども、12 月末日現在で土地開発基金が約 24 億 8,000 万円ほどございます。今回、そのうち 10 億円を財政調整基金と市債管理基金の方にそれぞれ積みかえいたしますので、残が 14 億 8,000 万円ほどになります。そうしますと、今回の新しい土地開発基金条例の第 5 条に処分という条項を今回追加いたしまして、さらに財政調整基金等に基金の移しかえをする場合につきましては、市長が財政上特に必要があると認めるとき、あるいは議会の承認を得るという意味では予算の定めるところによりまして処分することができるということで第 5 条に今回追加しておりますので、さらに 10 億円を下回らないという部分では 4 億 8,000 万円ほどのまだ余裕がございますので、その分については第 5 条の内容に沿った形でお認めいただける場合には積みかえが可能になるということでございます。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

資料の 14 ページとの関係ですけれども、旧の条例では 4,000 万円を基準にすると。今度、10 億円というふうに。20 倍だ。その根拠は。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

資料 3 の 12 ページをお開きいただきたいと思います。土地開発基金の 12 月末の現在高でございますけれども、土地が 4 億 7,000 万円、貸付金が 1 億 5,500 万円ほどでございます。このトータルが 6 億 2,000 万円程度でございますが、この分につきましては今のところなかなか見通しが立ってございませぬ。そうしますと、今後の土地開発公社への貸し付け、それから土地の購入等をいろいろ考慮いたしますと、最低限 10 億円程度は土地開発基金の方に残しておく必要があるということで、このように最低限 10 億円は確保したいという内容で条例の方を改正させていただきました。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

根拠になっていないです。現条例は 4,000 万円がいいとなっているんです。4,000 万円がいいという条例の中で、現在 24 億 8,000 万円。であれば、4,000 万円のやつ、もっと前に条例改正しておかなければいけないんじゃないですか。それを聞いているんです。4,000 万円の条例で今までずっと来て、24 億円あった。今度はいろいろあるから取り崩すので、これは私は基金の活用でいいと思うんだけど、10 億円をなぜ置かなければいけないのか。4,000 万円運用できるという条例で来たものが。今言ったことは、もう既にそれは発生していることなんです。4,000 万円発生してきた事項です。なぜ 10 億円にしなければいけないんですか。あなたの説明で私は理解できない。そうであれば、もっと前にこの 4,000 万円の条例を上げておかなければいけないです。そういう根拠づけなら。そういう根拠づけなら上げておかなければいけない。私はそう思うんです。あなたの今の説明でいけば、少なくとも 10 億円に上げておかなければいけない。ここに来てなぜ 10 億円という根拠づけがそういうふうになっているのか理解できないんです。

4,000 万円をいじるのを忘れておりました、今回の取り崩しによって精査した結果、そういうぐあいにしなければいけないので、改めてやりますというならわかるけれども。そういう説明がなくて。そうでしょう。このお金は今ある金ですよ。今言ったことは、これから出てくることでないです、今までのことですよ。その辺、いかがですか。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

現在の土地開発基金条例は、定額運用基金でございます。取り崩しを予定してございませぬでした。今回は取り崩しが可能な基金の方に性格を変えますので、そうするとどこまで取り崩しが可能なのかというようなことを決めなければなりませんので、今現在の土地開発基金の現状に合わせた形で、その取り崩しの最低ライン、最低限の定額としては 10 億円は持っておきますという内容に、今回この実情に合わせた形で変えるということでございます。

今までなぜ 4,000 万円のままにしておいたかと言いますと、今までは取り崩しができませんでしたので、予算上で積み立てあるいは利子の運用等で 24 億 8,000 万円まで増大してきたというようなことがございますので、基金そのものの性格が変わったがゆえに今回 10 億円という現状に合わせた形で、最低限この部分は残しますと、そういう内容に改めたのだという御理解をしていただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

それでは、土地開発基金の根幹を変える条例になっているんです。根幹を。今までと異なる状況に変わったわけです。提案説明で、それを言わなければいけないんです、一番最初に。今質疑やって、私、そうか、そういうふうに変えたからそうするんだなと思うけれども。提案説明でそれをしなければいけないんじゃないですか。土地開発基金の根幹を変えたわけですね、取り崩し型にしたと。だから、現状の少なくとも土地と貸付金、合わせても 6 億円程度あるので、その安全面も見て 10 億円に定めたのだと。なぜ、そういう説明をしないんですか。私はそう思うんです。だから、先ほどの説明では、根幹がどこなのか、基本的には、きちっとその辺を説明してもらわないと理解できないんです。その場その場でやってもらっても困るんだ。私は、この資料を見たときは、そういう思いだったんです。そのことをきちっと説明してくるんだろうなと期待をしておったんですけれども、その説明は全然ない。いかがですか。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

先ほどの土地開発基金条例の今回の改正内容の方で文言の中で性格的な部分が今度変わるという旨は説明いたしましたが、今議員御指摘のとおり、個別具体的に土地開発基金の現状等を詳しく説明すれば皆さんにもっと納得いく説明になったかと反省してございます。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

わかりました。やっぱり、性格変わったものは大きいんです。4,000 万円から 10 億円にするということですから。この根拠づけをきちっと説明しなければ。私は大事だと思うんです。

先ほど藤原議員の質問に対して、10 億円以上のものがあれば市長の裁量で基金運用はできるんだと条例の 5 条で定めてあるということですので、そういう理解をしておいてよろしいんですね。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

先ほど御説明いたしましたとおり、今回取り崩しが10億円でございますが、第5条の規定に基づいて取り崩しが可能な金額といたしましては約4億8,000万円ほど余裕があるというふうに御理解いただければよろしいかと思えます。

○議長（板橋恵一）

17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

長寿社会対策基金をなくして市債等管理基金というふうに名称を変えて、長寿社会の事業について起債と同じような扱いでしていくんだと。今後新たなものが出て、そういうスタイルで物事は進めていくというふうに理解してよろしいんですか。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

今議員の方から御質問があったとおり、今回、長寿社会対策基金で充当しております多賀城苑と長松苑、この部分につきましては市債等管理基金の方で充当していくということで、そのほかに債務負担行為的なものが長寿社会対策基金の性格上で出てくるというのは今のところはちょっと把握できておりませんが、それに類似のものが出てきた段階で、またその辺は御相談させていただきたいと思えます。

○議長（板橋恵一）

17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

だから、基金の性格を聞いているんです。出てきたら相談でなく、そういうものも対象にしていくんだという答弁でなければおかしいんじゃないですか。現状のものだけやって、今後新しいものが来たら、債務負担行為でこういう新のものが来れば、当然市債等管理基金の中で対応していくんだという基本方針がなければおかしいんじゃないですか。いかがですか。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

考え方としては、そういう考え方になります。

○議長（板橋恵一）

ほかにごいませんか。10番森長一郎議員。

○10番（森 長一郎議員）

1点のみ確認をさせていただきたいと思えます。

皆さんから出てきた内容だったんですが、第5条の第2項なんですけれども、「前項の規定により処分が行われたときは基金の額は処分額相当が減少するものとする」という内容です。これは、先ほど来ずっと説明にありましたけれども、10億円を残して、その余剰の4

億 8,000 万円の処分についてでしょうか、それともこの 10 億円から処分額相当減少するという規定なのでしょう。ちょっとわからないものですから、説明をお願いします。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

この考え方は、今現在 24 億 8,000 万円ほどございます、今回附則の第 2 条で 10 億円取り崩しをいたします、そうすると土地開発基金残高は 14 億 8,000 万円となります。ただ、一方において定額積み立てとしては土地開発基金は 10 億円だというふうに条例には記載しておりますが、その差額がございますので、14 億 8,000 万円が土地開発基金の現在高になるということをこのところで表現すると、残りの 4 億 8,000 万円は今後の展開によっては取り崩しが可能でございますので、その取り崩しをした段階で土地開発基金の残高が幾らになるかという部分をこの部分で読み込んでいくというようなことでございます。

○議長（板橋恵一）

10 番森長一郎議員。

○10 番（森 長一郎議員）

余剰の 4 億 8,000 万円に関して第 2 項が適用されるということなんですね。あくまでも 10 億円はキープしたいということですね。理解しました。

○議長（板橋恵一）

8 番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

資料 3 の 12 ページの基金の再編等のイメージの下のところで、再編前の現在高は平成 23 年 12 月末現在の保有額であると書いてありますが、これは間違いないですか。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

間違いございません。

○議長（板橋恵一）

8 番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

補正で、基金からの繰入金を 12 億 7,928 万 5,000 円、繰出金を減額するんだよね。そうすると、これにさらに 12 億 7,000 万円足すことになるから、全部で財調の基金は 28 億円あることになるんだよ。これは補正後の金額じゃないですか、18 億 3,600 万円というのは。違いますか。

○議長（板橋恵一）

財政経営担当。

○市長公室長補佐（財政経営担当）（菅場賢一）

御説明申し上げます。

資料 3 の 12 ページの方に記載しております金額なんですけれども、こちらは実際基金の属している現金、実額でもって今保有している額を計上しているものです。それで、予算上のお話を今されましたけれども、実際に予算上の金額を反映させていくのは、年度末に充当作業を行うときに実際取り崩しなんかを行っていくんですけども、予算上の額と実際に現金として保有している額との違いでこのような差が出ているということになります。今現在は 18 億円程度を実際にキャッシュとして持っているわけですけども、予算上、これはこの後、実際に取り崩しをして使用していくことになりますので、実際にはこの金額が年度末にそっくり残っていることにはならないと考えております。

○議長（板橋恵一）

8 番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

昨年末の段階の実額、今度の補正で 14 億 7,900 万円を取り崩しようとしていたものを 12 億 7,900 万円の繰り入れをやめるので、それと補正後の予算上の額と現在高の 18 億円というのは大体一致するんですか。1 円、2 円は違ってあれだけでも、おおよそでは一致してくれないと頭が混乱してくるんですけども、どうですか。

○議長（板橋恵一）

財政経営担当。

○市長公室長補佐（財政経営担当）（菅場賢一）

順を追って御説明申し上げますが、まず平成 22 年度末現在、つまり 23 年度当初にどれくらい財政調整基金の残高が現金ベースであったのかということをお話しさせていただきたいと思いますが、17 億 8,500 万円程度でした。23 年度中に補正をいたしまして、実際には決算剰余金などがございますし、さらに運用益がございまして、それで積み立てが可能だと考えている金額が 5,200 万円程度でございました。さらに、今回、財政調整基金、2 月補正の段階で実際に取り崩しをするという見込みを立てているのがおおむね 2 億円程度ということになっております。そうしますと、2 月補正、あした実際説明させていただくことになるとは思いますけれども、2 月補正の後の残高見込みというのが 16 億 3,700 万円程度となっております。これが実際に 2 月補正後に残る残高の見込みということになります。

（「了解しました」の声あり）

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 5 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、10 分間の休憩といたします。再開は 11 時 30 分といたします。

午前 11 時 20 分 休憩

午前 11 時 30 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

日程第 7 議案第 6 号 多賀城市税条例の一部を改正する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 7、議案第 6 号 多賀城市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 6 号 多賀城市税条例の一部を改正する条例についてであります。これは経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法の改正及び東日本大震災からの復興財源の確保に係る地方税の臨時特例が定められたことなどに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては市民経済部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

それでは、議案第 6 号 多賀城市税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

3の議案関係資料、18ページをお開き願います。

議案第6号関係資料に基づき御説明させていただきます。

今回の多賀城市税条例の改正は、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律」及び「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が平成23年12月2日に公布され、同日施行されたことに伴い、法律との整合性を図るとともに文言の修正及び整理を行うものでございます。

1の「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律」による改正点でございますが、これは平成23年度税制改正の積み残しに係るものでございます。平成23年度税制改正につきましては、昨年1月に地方税法等の一部を改正する法律案が国会に提出されておりましたが、東日本大震災の影響などにより、期限の到来する税負担軽減措置や厳しい経済状況や雇用情勢に対応する部分についてのみ先行して昨年6月に改正が行われました。積み残しとなっております退職所得に係る個人住民税の10%税額控除の廃止や道府県たばこ税の一部の市町村たばこ税への移譲等につきましては、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律」として平成23年12月2日に公布、施行されたものでございます。

(1)は、退職所得に係る個人住民税の10%税額控除の廃止でございます。退職所得に係る個人住民税の10%税額控除の制度は、退職所得に係る住民税が通常の住民税よりも1年早い徴収となることにより税額相当に係る運用益が失われてしまうこと等を理由に、当分の間の措置といたしまして昭和42年1月から導入されたものでございます。これは、制度導入時の金利水準が1年金利で5.75%と高い水準にあったことが背景にございました。しかし、現在では10年間の平均で0.17%、約34分の1と低い金利情勢となっていることを踏まえまして10%税額控除を廃止することとされたもので、平成25年1月1日以後に支払うべき退職手当等から運用するものでございます。これに伴いまして、多賀城市税条例附則第7条を削除いたすものでございます。

(2)は、道府県たばこ税から市町村たばこ税への税源移譲でございます。これは、国税である法人税の税率が引き下げられることに伴い、都道府県と市町村の増減収を調整するために行われるものでございます。法人税率の引き下げにより、法人税額に税率を乗じて算出する法人住民税につきましては都道府県、市町村とも減収となりますが、これとあわせて特別償却や準備金等の租税特別措置が縮減・廃止されることにより課税対象が拡大するため、都道府県税である法人事業税においては増収となります。その結果、法人住民税と法人事業税を合わせると、都道府県では増収、市町村では減収となることから、これをたばこ税の税源移譲により調整するというものでございます。

次の19ページをごらんください。

税源移譲の内容は、旧 3 級品以外の製造たばこでは、売り渡し本数 1,000 本につき、道府県たばこ税の税率を 644 円引き下げ 860 円とし、市町村税では 644 円引き上げ 5,262 円とするものでございます。同様に、旧 3 級品の製造たばこでは、道府県で 305 円引き下げ、市町村分を 305 円引き上げるもので、平成 25 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

これに伴い、多賀城市税条例の第 80 条及び附則第 24 条を改正するものでございます。次に、2 は「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」による改正点でございます。これは、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、平成 23 年度から平成 27 年度までの間において実施する施策のうち、全国的にかつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率の引き上げを行うものでございます。

個人住民税の均等割については、年額で、道府県民税 1,000 円、市町村民税 3,000 円、合わせて 4,000 円となっておりますが、平成 26 年度から平成 35 年までに限り道府県民税、市町村民税それぞれ 500 円を増額するものでございます。

この改正に伴い、多賀城市税条例附則第 31 条を追加するものでございます。

なお、宮城県におきましても、2 月議会において条例改正を行う予定であるとの連絡をいただいております。また、宮城県では、みやぎ環境税の実施に伴い、平成 23 年度から平成 27 年度まで年間 1,200 円が加算され、現行では 2,200 円となっておりますことから、改正後の県民税均等割は 500 円増額され 2,700 円となるものでございます。

このほかに、多賀城市税条例附則第 28 条において、総務省から示されております市町村税条例（例）、以前は「条例準則」と申しておりますが、この市町村条例（例）の改正に準じまして文言の修正及び整理を行っておりますが、取り扱いに変更はございません。

次に、恐れ入りますが、議案資料 1 の 17 ページをお開き願います。

附則でございます。

第 1 条は施行期日で、公布の日から施行することとしております。ただし、第 1 号に規定しております退職所得に係る個人住民税の 10%税額控除の廃止に関する規定につきましては平成 25 年 1 月 1 日から、また第 2 号に規定しておりますたばこ税の税率に係る規定につきましては平成 25 年 4 月 1 日から、それぞれ施行することとしております。

第 2 条は、市民税に関する経過措置でございます。平成 24 年 12 月 31 日以前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例によるものでございます。

第 3 条は、市たばこ税に関する経過措置でございます。平成 25 年 4 月 1 日前に課した、または課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例によるものでございます。

なお、多賀城市税条例の一部を改正する条例の本文と新旧対照表につきましては、説明を割愛させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。9番佐藤恵子議員。

○9番（佐藤恵子議員）

この条例の提案のバックボーンには復興財源としての大きな意味があると思いますけれども、復興財源を捻出していく部分で、この提案は低所得者や被災者にも大きな負担がかかっていくという点で私ども反対なんですけれども、財源を捻出するという手法の中の一つに、ここの部分で言えば、私どもは証券優遇税制とか配当割や株式譲渡所得の軽減をやめるべきだということは常に言っているんですが、多賀城の本則に戻すことによっての影響額は大体幾らぐらいにこの金額ではなるか、試算があれば御紹介ください。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

それでは、影響額ということでございますけれども、まず初めの退職所得に係る個人住民税の10%の税額控除の廃止に係る影響額についてであります。平成21年度の実績を申し上げますと、10%控除廃止の影響額といたしまして、平成21年度の課税実績ベースでは388万3,000円の増収。それから、平成22年度につきましては、納税者数が134人おられますが、この影響額といたしましては、増収として323万7,000円を見込んでおります。それから、税源移譲の中でたばこ税の二つ目の影響でございますけれども、平成22年10月にたばこの値上げがございました、それでちょっと要因が変わっておりますが、値上げ以前の平成22年度の売り渡し本数の実績から申し上げますと、この税源移譲で22年度売り渡し本数ベースでは7,287万3,000円の増額となります。それから、値上げが平成22年10月でありましたことから、11月から翌年の平成23年の10月までの売り渡し本数ベースで見ますと、5,690万8,000円の増収ということで見込んでおります。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

9番佐藤恵子議員。

○9番（佐藤恵子議員）

優遇税制の軽減を本則に戻すということでは幾らか。

○議長（板橋恵一）

税務課長。

○税務課長（郷家栄一）

今回の条例改正と直接関係のない部分でございましたので、申しわけございません、現在手元に数字を持ち合わせておりません。

○議長（板橋恵一）

9 番佐藤恵子議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

関係がないというのは、ちょっとおかしいのではないか。実際私たちが税金を負担する部分で重い負担がかかってくるわけです。そういう中で、一体どこをどのようにふやしたら私たちの負担がそんなに重くなくて済むのかという議会なんです、この議会は。その議会の中で、ではこのようにしたらいいのか、あの影響はどうなのだというようなことを考えて質問するのが私たちの役割なのだと思います。そのことについて備えておくということが大事なことではないでしょうか。

○議長（板橋恵一）

税務課長。

○税務課長（郷家栄一）

大変準備不足で失礼いたしました。

○議長（板橋恵一）

9 番佐藤恵子議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

いいんです、準備不足は往々にしてあることですが、お願いですから「関係のない」という言葉は使わないようによろしくお願いいたします。

○議長（板橋恵一）

8 番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

資料3の19ページの個人住民税の均等割のアップについてお尋ねしますが、道府県民税、プラス500円、市町村民税がプラス500円ということですね。多賀城では、これによってどのぐらい増収になるのでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

均等割の増収額ということでございますけれども、平成22年度の課税ベースでは1,425万3,000円増収となります。納税の義務者数は2万8,506人、掛けることの500円で1,425万3,000円、このような数字でございます。

○議長（板橋恵一）

8 番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

全体から見ると、そんなに大きな金額とも言えないんですが、これは基準財政収入額には算定されるんですか。算定されるとなると、結局この増収分の75%が交付税で減るということになるのではないかと思うんですが、どうですか。

○議長（板橋恵一）

税務課長。

○税務課長（郷家栄一）

現時点で基準財政収入額に算入されるということで今回の制度改正で説明を受けておりません。

○議長（板橋恵一）

8番藤原益栄議員。

○8番（藤原益栄議員）

そうすると、実際にはで1,425万3,000円ぐらいふえるだろうと思うんだけど、この75%が収入額に算定されると、75%分の交付税が減ることになるね。しかも、同じくらいの法人税を減額しているんだよね。一体これで復興財源になるんですかという非常に強い疑問があるんですけども、いかがですか。答えられなかったら答えられなくてもいい。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

地方交付税制度の仕組みからいうと、藤原議員おっしゃるとおりの形になろうかと思いません。ただ、今回の場合は、ここにもございますように、一つの法律の中でこのような、25%ぐらいしか影響は出てこないんじゃないかということはあるんですが、交付税制度そのものは、こういったもろもろの法律のシステムの中で動いているものでございますから、そういう部分では、基準財政収入額の部分ではマイナス部分としては出てくるかもしれませんが、基準財政収入額それから需要額、そういったものの総体的な部分で、復興財源の部分でも加算需要としては一方では出てまいりますので、全体枠の中で考えていって場合には、一つの制度の中でとらえていくべきものだとして解釈しております。

○議長（板橋恵一）

17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

率直にお聞きしたいんですけども、今回の税制改正をした場合、県の環境税も含めて、県税と市民税で均等割がどの程度アップになるんですか、23年度より。22年度ベースでも結構です。

○議長（板橋恵一）

税務課長。

○税務課長（郷家栄一）

今回の均等割の復興財源の部分について言えば、県民税で500円、市民税で500円、合わせて1,000円、それに加えて、宮城県ではみやぎ環境税を今年度から加えておりますので年額1,200円、これは平成23年度から平成27年度までの5年間、年額1,200円を加えておりますので、合わせますと2,200円の増となります。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

宮城県の環境税は県独自のものですけれども、多賀城市でどうのこうのではないですけれども、実際に災害が起きて大変厳しい住民環境にあるのではないかと思うときに、そんなに 1 人当たりの税金を課すことがどうなのかというような気がしてならないわけです。ですから、もし許せるならば、特例で許せるのであれば、少なくとも多賀城の復旧が進み、ある程度生活が安定するまでの間、この分は減税をするという措置は不可能なのか、可能なのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは気持ちとしては非常に理解できるところはございますけれども、まず一つは、税制については地方税法の法律の中で決まっているということがあって、多賀城市独自では動かせない。それから県税については、これは県の中で決まるということがございまして、なかなかそれは難しい、結論としては。仮に多賀城だけが減税の措置をしたときに、国の方では税収があったものとして交付税を交付してくるはずでございますから、その分がまるきり歳入の欠陥になるということがございますので、現実的な財政の運営としては極めて難しいというふうには言わざるを得ないと思っております。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

今回の災害は突然やってきて、予想もしない結果が出ているわけですので、被害自治体として結束して国なり県にそういうことを申し入れるということも市民の生活を扱う市として対応するべきではないかという思いがあるんですけども、そういう対応の動きは、全然していないと思うんですけども、する気持ちはないのかどうか。

○議長（板橋恵一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

震災に当たってのさまざまな復旧・復興の財源であったり諸制度については、従来にも増してたびたび県内の市町村、県が集まって、いろいろお話をする機会を持っておりますので、その中でもまた一つ話題として取り上げるように働きかけてまいりたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

ぜひ、今雇用の問題も含めて大変厳しいときにあるわけですので。これ均等割ですので、み

んな取られるので。だから、そういう意味では、もうちょっとそういうところを加味して。私は県の環境税でも多少延期してくれとか、それからこの問題についても1年なり2年延期してくれという運動を被害自治体で話し合いをしながら起こすことも大事ではないかと思うんです。確かに、復興のために必要な財源ですから、おまえさんたちも負担しなさいという理由はわかりますけれども、少なくとも現状の生活再建途上にある被害した住民からすれば、もうちょっと税金ぐらい緩和してもらえないのかという率直な思いがあるのではないかと思います。ぜひ、そういう思いの市民が多いのではないかと思いますので、その辺も御理解していただいて、被害自治体と共同して県・国に何らかの形で働きかけることをお願いしておきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。9番佐藤恵子議員。

○9番（佐藤恵子議員）

今回提案されました市税条例の一部を改正する条例の改正案は、復興財源として市民に負担増を新たに押しつける内容と言わざるを得ません。個人住民税の均等割を引き上げして、低所得者や被災者にまで負担を求めるやり方を認めるわけにはいかないと思います。総務省の試算でも、就業者数6,282万人のうち均等割の納税義務者が5,936万人、非納税義務者346万人としており、圧倒的多数が課税されることとなります。所得税も払えない低所得者にも負担を求めるやり方はおかしいのではないかと思います。年収100万円程度の人からも税金を取り立てることとなります。また、引き上げは被災者も対象となるとしており、被災者に負担増を押しつけることが復興につながるとは思えません。

一方、大企業には5%の恒久的な法人税減税を行い、法人減税は25年で20兆円にも上ります。増税をして財源とするというなら、まず証券優遇税制や配当割や株式譲渡所得割の軽減をやめるべきではないかと考えます。軽減税率を本則に戻せば、年ベースで1,000億円の増収となり、10年間で1兆円の増収となります。大企業・大資産家減税を見直して復興財源に充てるべきであり、庶民に増税を押しつける今回の市税条例の一部改正案に対する反対討論といたします。

○議長（板橋恵一）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。10番森長一郎議員。

○10番（森 長一郎議員）

この議案に関しましては、復興財源を確保するという一つの大きな要素を持っております。また、国・県が主導で動いてきている議案でございます。これに関しては理解を示し、賛成

といたします。

以上をもちまして賛成の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

本議案については賛成の立場でお話をさせていただきたいんですが、反対討論にもありましてとおり、やはり被災した住民に税金をかけるというのは大変苦痛を感じるのではないかと。少なくとも宮城県においては環境税というものも出ている。市民に対しては大きな税金負担になってきているということを考えれば、少なくとも被害住民の方々に復旧するまでの間でも財政措置をしていただいて、税金の免除をしていくような行動を起こすべきであろうと考えます。国で決められ、自治体にその条例をつくれという今の国の仕組みの中には、当然こういうものを上程せざるを得ないという組織上の配慮はわかるんですけども、少なくとも我々市民が大きな被害を受けたという立場に立って、国なり県に大きな声で働きかけをしていくということも今後の行動として特にお願いしておきながら、本条例について賛成としたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（板橋恵一）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 6 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板橋恵一）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、お昼の休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

午後 0 時 02 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

日程第 8 議案第 7 号 多賀城市公民館条例の一部を改正する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 8、議案第 7 号 多賀城市公民館条例の一部を改正する条例についてを議題といた

します。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(板橋恵一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第7号 多賀城市公民館条例の一部を改正する条例についてであります。これは東日本大震災により被災を受けた大代地区公民館別館を解体することとしたため、別館に関する規定について所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては副教育長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(板橋恵一)

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長(大森 晃)

それでは、資料3により御説明申し上げます。

資料3の23、24ページをお開きください。

ただいま市長の方から御説明もございましたけれども、東日本大震災による津波で大代地区公民館は大きな被害を受けております。別館につきましては大破し、補修や補強によって所要の耐震性を得ることは困難であることから、解体したいというものでございます。それに伴い条例改正をお願いするものでございます。

新旧対照表をごらんください。24ページ、旧の方になりますけれども、大代地区公民館の一番下の欄でございます。別館和室の項目がございます。それから、左側、23ページ、新の欄でございますけれども、大代地区公民館の一番下、別館和室の項目を削るというものでございます。

恐れ入りますが、資料1の19ページをお願いいたします。

条例案の附則でございます。この条例は平成24年4月1日から施行するというものでございます。

なお、解体した場合のその後の利用関係でございますけれども、跡地は当面更地にしたいと考えてございまして、その後の利用につきましては、大代地区のコミュニティ推進協議会の皆さんとも話し合っていきたいと考えてございます。

また、この別館の利用状況でございますけれども、大代地区公民館全体としましては、本館、別館合わせて年間約2万5,000人の利用がございます。そのうち約500名の方がこの別館の利用者ということで、年間開館日数が300日でございますけれども、そのうち約50日、1回当たり10名程度の方がこの別館を利用しているという状況でございました。

以上で説明を終わります。

○議長(板橋恵一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番佐藤恵子議員。

○9番（佐藤恵子議員）

別館を壊してしまって、ないわけですがけれども、今のところ、その後はどのようにするかというお話でしたが、ぜひまた同じような状況であればいいかなというふうに思うんです。地域住民としては、使い方は、年間50日程度というお話でしたけれども、さまざまな形で住民の方たちの集いの場になっております。サークルに使われていたり、あるいは火事で焼け出された方が次の住まいを見つけるまでそこで何カ月か仮住まいをしたというようなこともありますし、いろいろな役割を持っていていいなというふうに思っていました。大きさはいろいろあるかと思いますが、ぜひ同じような状況で使えるような工夫を強めていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長（兼）教育総務課長（大森 晃）

別館の関係でございますけれども、解体して更地にして、その後、利用を考えたいということでお話し申し上げましたけれども、津波でほぼ全壊に近いような状況になってございますので、同じ場所に同じような形で再建するというのがなかなか難しいのではないかと考えてございまして、今回解体をして、条例の別館の項目については項目を削るという形をお願いしたい、そのような内容でございます。

○議長（板橋恵一）

9番佐藤恵子議員。

○9番（佐藤恵子議員）

私がお願いしたこととお答えが少し違ったかなと思うんですが、ぜひ住民の人たちと相談していただいて、同じ場所に建てられないというなら公民館だって同じ場所に建てられないわけで、機能を十分発揮できるようなものがあると、もう一つ公民館のわきにあると、本当に豊かな使い方が繰り広げられるわけで、部屋数とかいろいろあるかと思いますが、ぜひその点で建てていく方向性を強めていただけるように御検討いただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。だれか返事。

○議長（板橋恵一）

答弁を求めるんですか。副教育長。

○副教育長（兼）教育総務課長（大森 晃）

何か別な形でもということと同様の施設ということでございますけれども、被災で大破した状況を踏まえますと、ちょっと難しいのではないかとはい思います。ただ、本館の方は現在改修それから災害からの復旧工事等が入っておりますので、その辺の活用の仕方では何とか対応できないか、その辺はあと検討してまいりたいと思います。

○議長（板橋恵一）

9番佐藤恵子議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

外部委託をするわけですよ。ぜひ、そういう方たちとも十分話し合っていたいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 7 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 8 号 多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 9、議案第 8 号 多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 8 号 多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例についてであります。これは図書館法の一部改正に伴い図書館協議会委員の任命基準を設けるものであります。

なお、詳細につきましては副教育長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

それでは、資料 3 により御説明申し上げます。

資料3の25ページをお願いしたいと思います。

議案第8号関係資料、多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例新旧対照表でございますけれども、今回の改正に至った経緯について初めに御説明申し上げます。

平成23年の8月になりますけれども、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されております。この法律の内容でございますけれども、国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、地域の自主的判断を尊重し、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本としているものでございます。この法律の中で、図書館法も改正されております。その改正内容でございますけれども、これまで図書館法で規定されておりました図書館協議会の委員の任命基準を条例に委任するという内容でございます。この条例で定める際には文部科学省令で定める基準を参酌して定めることとされましたので、今回任命基準を条例に規定するというものでございます。

25ページの新旧対照表をごらんください。

第1条の改正につきましては、任命の基準を加えるものでございます。

第3条第2項の改正につきましては、任命基準の具体的内容を定めるものでございまして、協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命するというものでございます。この任命基準につきましては、これまで図書館法で規定されていたものと同じ内容でございます。現在文部科学省令で定められているものと同じ内容となっております。

恐れ入りますが、資料1の21ページをお願いいたします。

附則でございます。施行期日でございますけれども、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

次に、2の経過措置でございますけれども、この条例施行の際、従前の多賀城市立図書館協議会の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の多賀城市立図書館条例の第3条第2項の規定により多賀城市立図書館協議会の委員として任命されたものとみなすものでございます。

また、任命されたとみなされる者の任期でございますけれども、新条例第3条第4項の規定にかかわらず、同日における従前の多賀城市立図書館協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とするものでございます。

なお、現在の委員の任期でございますけれども、平成22年6月1日から平成24年5月31日までの2年間となっております。

また、委員の構成でございますけれども、学校・教育関係が4名、社会教育関係が2名、家庭教育関係が3名、学識経験が1名ということで、10名で構成されているものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

確認しておきたいと思います。これは文部科学省の方で協議会を置きなさいということで置くのか、それとも任意になったのか、それについて、どうなっているのでしょうか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

協議会の規定につきましては、従前の図書館法の改正の前から同じでございますけれども、図書館の協議会を置くことができるという規定でございます。

○議長（板橋恵一）

17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

そうだと置かなくてもいいというふうにも解釈できるんですけども、そういう解釈もしておいてよろしいんですか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

法律上の規定からいけば、そのような考え方もあるのかと思いますけれども、本市の場合は従前から図書館協議会を置いて、協議会の中でいろいろ議論をしていただいた中で図書館の関係の業務を進めてきたということもございますので、本市の場合は、この図書館条例の規定にありますとおり、協議会を置くということでございます。

○議長（板橋恵一）

17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

そうすると、条例は置くということで提案されていますけれども、任務と役割の関係で置かなくてもいいということは、たしか公民館振興審議会は任意条例だったですよ。置かなくてもいいということで、利用協議会組織に改めた。昔そういう経緯を私ひらめいたものですから。そういうものであれば、法的に置きなさいという決め方でなければ、例えば利用者協議会とか、いろいろな組織をつくって。結局は、条例上つくと費用弁償が発生してくるといのが事実ではないかと思うんです。ですから、そういう点を踏まえれば、多くの人の意見を聞きながら、例えば利用協議会みたいなもので多くの人たちの意見を聞く場にするというのも、もし法令でどちらでもいいですとなれば、そういう点も含めて検討する時期ではないかと思うんです。そういう意味で聞いているんです。意味わかるかな。そういう意味なんです。いかがですか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長(大森 晃)

公民館の審議会の関係につきましても、以前、任意で置くことができるということで統合したという経過等は存じております。あと、図書館協議会につきましても、図書館に特化した形で、これまでもさまざまな議論をしていただいたということで、法律上は「置くことができる」という規定ではございますけれども、当分の間は継続していきたいという考え方でございます。

○議長(板橋恵一)

17 番竹谷英昭議員。

○17 番(竹谷英昭議員)

はっきり、これこれこういう状況があるから審議会を置いてきちっとやらなければいけない環境にあるんだとか、それから利用者協議会でもやれるならやれるという認識にあるのか。あるとすれば、今言った費用弁償の関係も含めて行政改革と言いますか、そういうスリム化が図っていけるし、幅広い意見を、10人と限定しないで、幅広い方々を入れて議論することによって今後の図書館運営が発展的になっていくのであれば、それも一つの方法かなと。今までは義務づけが多かったんですよ、こういう審議会が。国からの、文部省なんか特に、こうしなさいという。たしか10年ぐらい前、私が図書館審議会の委員に議会から出たときに公民館法が変わって、任意ですよということで、これだったら協議会を利用者団体でやった方がかえていいんじゃないかという議論をした経過があったものですから、もし図書館もそういうのであれば、もっと幅広い人々を選んでやれる方法もあるんじゃないか。任意であれば。義務づけであればできないですけども。その辺はどうなのか、その解釈をちょっと聞きたかったものだから質問させていただいたんですけども。

○議長(板橋恵一)

総務部長。

○総務部長(内海啓二)

地域主権一括法における図書館法の改正の中身なんですけど、従来も図書館協議会を「置くことができる」というふうになっておりまして、これは任意の規定でございます。ただし、その法律の中で、委員の内容についてまで細々しく規定があったという部分については条例にゆだねましょうという改正が行われたということなんです。ですから、先ほど副教育長の方からは、従来の任命基準は変えないで、条例の中でそれらを規定していきましようということなんですけど、議員おっしゃるとおり、それらの委員の中にこういった方々を加えていくかということについては、自治体の自由になった、裁量になったという解釈でございます。

○議長(板橋恵一)

17 番竹谷英昭議員。

○17 番(竹谷英昭議員)

そうすると、10名には限定しないということですね、定数は。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

ここでは、協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期、その他図書館協議会に関して必要な事項については地方公共団体で決めるという形になりましたので、おっしゃるとおりでございます。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

図書館の課題は議会でも取り上げておられた議員も数多くあるわけですから、その性格上、こうあらねばならないという指針的なものをきちっとやって、その路線の上で審議会が必要なんだ、だから定員は 10 名じゃなく 15 名にしなければいけないんだとか、そういうきちとしたものを求めていかなければいけないんじゃないかと思うんです。現実的に新図書館建設というものも視野に入れていかなければいけない環境にあるんじゃないですか。現状の図書館では、若干問題もあるんじゃないですか。そういう点を踏まえてきちっと性格づけをした中で、委員会の委員の互選についてもそれなりに、多分ふさわしい人がなっておられると思いますけれども、とかく見ていると重複者が多過ぎる。この種の問題は、その辺も含めて、きちっとした審議会をつくっていくんだというものを求めておきたいと思います。どうも、やらなければいけないからやっているんだというような、過去を見ますと、ちょっとそんな感じを受けるものですから、もうちょっとその辺をきちっと整理をしてやっていく段階ではないか。特に図書館については、そういう課題が多賀城市としてはあるのではないかと思いますので、その辺もきちっと整理をして運営していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 8 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 9 号 多賀城市スポーツ推進審議会条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 10、議案第 9 号 多賀城市スポーツ推進審議会条例についてを議題といたします。
職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 9 号 多賀城市スポーツ推進審議会条例についてであります。これはスポーツ基本法の制定に伴い、本市のスポーツに関する施策の一層の推進を図るため、多賀城市スポーツ推進審議会条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては副教育長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

それでは、資料 3 により説明させていただきます。

資料 3 の 26 ページをお願いいたします。

議案第 9 号関係資料、多賀城市スポーツ推進審議会条例の概要でございます。

初めに、改正の趣旨でございますけれども、スポーツを取り巻く環境や国民のスポーツに対する認識が大きく変化する中で、国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性にかんがみ、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略としてスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、スポーツ振興法の全部が改正されまして、スポーツ基本法が平成 23 年の 8 月から施行されております。

これに伴いまして、本市のスポーツに関する施策推進の一層の向上を図るため、現行の多賀城市スポーツ振興審議会条例の全部を改正しまして、多賀城市スポーツ推進審議会条例を制定するというものでございます。

次に、2 の改正条例の内容でございますけれども、(1) は第 1 条関係でございますけれども、法第 31 条の規定に基づく多賀城市スポーツ推進審議会の設置について定めるものでございます。

(2) の第 2 条関係でございますけれども、審議会の所掌事務として調査・審議する事項を次のように定めるものでございます。一つ目としまして、法第 10 条第 1 項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること、二つ目としまして、法第 35 条の規定により補助金の交

付について意見を述べること、3番目としまして、その他スポーツの推進に関することとさせていただきます。

(3) につきましては、第3条関係でございますけれども、審議会の組織について定めるものでございます。委員の数は10人以内。任命の基準については、学識経験のある者、関係行政機関の職員、その他教育委員会が必要と認める者でございます。任期につきましては2年で、再任を妨げないものでございます。

次の27ページをお願いいたします。

(4) につきましては、審議会の会長及び副会長の職務について定めるものでございます。

(5) の第5条関係から(7)の附則関係までにつきましては改正の条例案の方で御説明申し上げますので、恐れ入りますけれども、資料1の23、24ページをお願いしたいと思います。

23、24ページ、条例の改正案でございますけれども、第1条から第4条までにつきましては、ただいま資料3の方で御説明したとおりでございます。

第5条につきましては審議会の会議について定めたものでございまして、第1項では、会議は会長が招集し、その議長となることを定めております。第2項では、会議の成立要件として委員の半数以上の出席について定めているものでございます。第3項につきましては、審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによるということ定めているものでございます。

次に、第6条につきましては委任でございまして、この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は会長が審議会に諮って定めると規定しているものでございます。

次に、附則でございますけれども、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

なお、この条例による改正前のスポーツ振興審議会がございましたけれども、その開催状況等について御説明させていただきます。平成13年の2月に開催して以来、現在までスポーツ振興審議会につきましては開催をしていなかったという状況でございます。その関係につきましては、平成13年に多賀城市の市民スポーツクラブが設立されまして、スポーツクラブの方に施設の管理運営、教室等の事業実施などのスポーツ振興の担い手として市としては育成・支援してきたという経過もございまして、諮問事項も減少傾向にあったことから開催はしていなかったものと考えてございます。

今回、スポーツ基本法が改正されまして、50年ぶりの法改正ということでございまして、これまで以上にスポーツを強力に推進していくという必要性があるという観点から、幅広く専門的な意見を伺っていくために、今後審議会を開催していきたいというものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 9 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 10 号 多賀城市留守家庭児童学級条例の一部を改正する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 11、議案第 10 号 多賀城市留守家庭児童学級条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 10 号 多賀城市留守家庭児童学級条例の一部を改正する条例についてであります。これは児童福祉法の一部改正に伴い、同条例における同法の引用条文について所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

それでは、初めに資料 3 の 28 ページをごらん願います。

ただいま市長から申し上げましたとおり、児童福祉法の改正に伴い、留守家庭児童学級につ

いて規定してある条文の条番号が「第 34 条の 7」から「第 34 条の 8」に繰り下がったため、新旧対照表のように、第 1 条を改めるものでございます。

ここで、児童福祉法の改正理由について少し説明をつけ加えさせていただきます。

現在、政府においては、障害者施策の総合的かつ効率的な推進を図るため、障害者基本法の抜本的改正と障害者自立支援法を廃止した上で、同法にかわる（仮称）障害者総合福祉法を平成 25 年 8 月までに施行する方針を打ち出しております。

しかし、それまでの間においても障害者及び障害児の地域生活を支える必要があることから、見直しを行うまでの当面の措置として関係法律について必要な整備を行うため、少し長い名称の法律となりますが、「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が本年 4 月から施行されることとなったものでございます。このことにより、児童福祉法に項番ずれが生じたものでございます。

恐れ入りますが、資料 1 の 26 ページをごらんいただきたいと思います。

附則でございますが、この条例は平成 24 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 10 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 11 号 多賀城市介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 12、議案第 11 号 多賀城市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題と

いたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(板橋恵一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第 11 号 多賀城市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。これは第 5 期介護保険事業計画に基づき平成 24 年度から平成 26 年度までの介護保険料率の改定を行うため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長(板橋恵一)

保健福祉部長。

○保健福祉部長(鈴木健太郎)

それでは、初めに資料 3 の 29 ページをごらん願います。

この 29 ページの表につきましては、第 5 期事業計画期間における所得段階別の年額保険料、乗率、対象者の一覧表でございます。表の中ほど、基準月額となります第 4 段階につきましては、1 月 30 日に御説明させていただきましたとおり、第 4 期計画の実績を踏まえた介護保険サービス料の見込みや要介護者数の推計値などをもとに、介護報酬改定の影響、第 1 号被保険者の保険料負担割合の増加要因、さらには財政調整基金の投入、県財政安定化基金からの交付分を受けて算定した結果、4,960 円となるものでございます。

また、第 1 段階から第 8 段階までの月額及び年額は、基準額にそれぞれ段階ごとに定める率を乗じて算出したものでございます。

第 1 段階から第 8 段階までの 9 区分の所得段階それぞれの乗率並びに対象者につきましては、第 4 期計画のものと同じでございますので、説明を省略させていただきます。

次に、30 ページの新旧対照表でございますが、保険料率は左側「新」の第 2 条に規定されておりますとおり、その期間を平成 24 年度から平成 26 年度までに改め、第 1 号から第 8 号までの年額を 29 ページに記載されているとおり改正するものでございます。

また、第 4 段階軽減区分の保険料率につきましては、附則において規定するものでございます。

続きまして、資料 1 の 28 ページをごらんいただきたいと思っております。

附則でございますが、第 1 条はこの条例の施行期日を定めたもので、平成 24 年 4 月 1 日でございます。

第 2 条は経過措置を定めたもので、新条例の規定は平成 24 年度分以降の保険料に適用するものとしてございます。

第 3 条は、保険料率の特例として第 4 段階の軽減区分を定めるものでございます。条例第

2 条に規定されております第 4 段階に区分される方々のうち、世帯のだれかに市民税が課税されており、本人が非課税で、前年の課税年金収入額及び合計所得金額の合計が 80 万円以下の方々に対しましては、介護保険法施行令に基づき、第 4 段階の軽減区分として適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。1 番柳原清議員。

○1 番（柳原 清議員）

4 月 1 日から施行ということですがけれども、被災者の高齢者の場合、介護保険の利用料の方は軽減措置が 2 月で切れるはずだったのが国の方で 9 月まで延長するという事になったわけですがけれども、被災地である多賀城市として介護保険の利用料と同じように保険料も少なくとも半年間は値上げを猶予するというようなことは検討されなかったのでしょうか。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

国の方からの通知によりますと、利用料と保険料とそれぞれ 2 月末日だったものが 9 月末日まで延長になっております。ただし、食費等につきましては 2 月末日で終了という通知をいただいております。

○議長（板橋恵一）

ほかにごございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。1 番柳原清議員。

○1 番（柳原 清議員）

介護保険条例の一部を改正する条例について反対の討論をいたします。

東日本大震災は、高齢者福祉施設と入居者に甚大な被害をもたらしました。宮城県は 38 施設が被害を受け、入居者 312 名、職員 87 名、合計 399 人が命を失いました。また、施設の復旧がなかなか進まず、施設に入所できない介護難民がふえています。こうした中で、被災高齢者の介護保険の利用者負担減免措置が 2 月末で切れてしまうという問題が起きました。被災地の介護保険利用料の減免を延長してほしいという声が大きく広がり、国は 9 月まで延長することになりました。ところが、この延長にも問題があります。いわゆるホテルコストといわれる特養ホームやショートステイの部屋代、介護施設や事業所の食費は、減

免対象から外されています。

私の知人の A さんは、津波で自宅が全壊し、奥さんと仮設住宅で 2 人暮らしですが、年金だけの収入では、楽しみなデイサービスを多く利用したり時々ショートステイを使いたいが、費用がかさむので困っている、こういうふうに訴えております。デイサービスを週 3 回、3 泊 4 日のショートステイを月 2 回利用すると、3 月からは月 2 万 1,180 円の負担が発生します。

被災高齢者の多くは、年金が少額な上に頼りにしていた家族の収入が絶たれてしまうなど、生活が大変な状況に置かれています。また、震災で失業し、いまだに仕事が見つからない方も多くおられます。こうしたときに介護保険料の大幅な引き上げは、被災した高齢者や家族に二重、三重の困難を強いるものになります。先日この問題を報道した NHK のニュースの中で 79 歳の男性は、年金暮らしで収入が決まっている中で大幅な値上げは非常に困りますと話していました。

被災地である多賀城市として、少なくとも介護保険の利用料と同じように半年間値上げを猶予するべき措置をとることが必要と考えます。こうした手だてもなく被災者の生活に新たな負担を押しつける今回の介護保険料の引き上げは、認めるわけにはまいりません。

以上で反対討論を終わります。

○議長（板橋恵一）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○10 番（森 長一郎議員）

議案第 11 号に関して賛成の討論をさせていただきます。

介護保険、第 5 期を迎えまして、3 年ごとの見直しを欠かさずしなければいけないということで、今回に関しましては、まずは被災された高齢者に関する減免の 9 月までの延長。ホテルコストにつきましては、介護保険制度開始から、これについてはどこにいらしてもかかるものであるということで認知されており、今般まず就労者への、3 年前にも就労者への報酬アップということがあったんですが、どうしてもそこまで行き届かない、今回また改めて就労者に関する厚くしていくという方向性でのこのような値上げでございます。利用者にもこの必然性はわかっていただけるものと考え、賛成の立場から討論させていただきます。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 11 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板橋恵一）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 12 号 多賀城市営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 13、議案第 12 号 多賀城市営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 12 号 多賀城市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。これは公営住宅法等の一部改正されたことに伴い、条例の規定により同居親族要件を維持することとしたため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては建設部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

それでは、多賀城市営住宅条例の一部を改正する条例について、議案資料 3 により説明させていただきます。

31 ページをお願いいたします。

まず初めに、今回の条例改正に至った経緯についてでございますが、先ほど図書館条例の改正のところで副教育長が説明申し上げました地方分権一括法の公布に伴いまして、公営住宅法の改正も平成 24 年 4 月 1 日に施行されることになったものでございます。

公営住宅法の改正の内容は、まず一つ目は公営住宅及び共同施設の整備基準について、二つ目は入居者資格のうち同居親族要件の廃止について、3 番目は入居資格のうち入居収入基準についてであります。これまではこれらの事柄が法の中で規定されておりましたが、この法改正により、地方自治体は地域の実情に応じた施設の整備や管理の基準を設定することが可能となるものです。

三つの改正点のうち 1 番目の整備基準及び 3 番目の入居収入基準につきましては、施行後 1 年間の経過措置が講じられることになっておりますので、政令で定められる予定の基準を参酌して、平成 24 年度中に条例を改正することとしております。

しかしながら、2 番目の同居親族要件の廃止につきましては、例外規定を含めて、平成 24 年 4 月 1 日から適用されます。このまま適用されますと、若年単身者等への入居資格が拡

大され、真に住宅に困窮する高齢者や障害のある単身者の入居が阻害されることから、従前のとおり同居親族要件を維持するため、必要な条例改正を行うこととしたものです。

それでは、条例改正の内容を新旧対照表で御説明申し上げます。

31 ページの第 6 条第 1 項のただし書きにおいて、特に居住の安定を図る必要のある者の規定を新条例では同条第 3 項を追加して規定することにしたため、公営住宅法施行令からの引用を削除しました。

同条同項第 2 号においては、収入基準の金額について、当面、旧令の額を引用するよう規定しています。

32 ページの第 6 条第 3 項では、新たに第 1 項のただし書きに規定する特に居住の安定を図る必要のある者、いわゆる単身入居を認めるものの条件を第 1 号から第 8 号に規定しました。

34 ページの第 4 項には、入居者が前項ただし書きに規定する居宅において常時介護を受けることができない者に当たるか否かを職員に調査させることができると規定しています。また、第 8 条第 3 項第 2 号では、第 6 条第 1 項同様、公営住宅施行令の引用を削除し、条例第 6 条第 3 項からの引用に改めました。

ここで、恐れ入りますが、資料 1 の 33 ページをお開き願います。

一番下の行、附則でございますが、この改正条例は平成 24 年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。9 番佐藤恵子議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

ちょっとよくわからないんです。今入っている入居者の方々にはどのように影響があるのか、これから入ろうとしている方々にどのような規制あるいは自由なところがあったのかというのをもうちょっと具体的に教えていただければと思いますが。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

今入っている人たちには何の変わりもありません。これから入る人なんですけれども、法律が改正されたとおり、何もしないで手をこまねいていると同居親族要件がなくなってしまう。例外規定もなくなってしまう。ということは、単身であっても、どういう世帯の人でも、申し込めるという状況になります。間口が広がってしまいます。それに対して、同居親族要件を残して、維持して、例外規定も残すということは、その間口をある程度狭めて、高齢者であったり、障害のある方であったり、生活保護であったり、DV だったりという人たちのために間口を少し狭くするということで、今までと同じなんです。今まで設けて

いた狭い間口をそのまま維持するということでございます。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 12 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、10 分間の休憩をいたします。再開は午後 2 時 5 分といたします。

午後 1 時 55 分 休憩

午後 2 時 05 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

日程第 14 議案第 13 号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（板橋恵一）

日程第 14、議案第 13 号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 13 号 和解及び損害賠償の額の決定についてであります。これは平成 23 年 10 月 31 日に浮島 2 丁目地内で発生した公用車と乗用車との衝突事故により当該公用車を廃車し賃貸借契約を解除するに当たり、契約の相手方である事業者との協議が調ったので、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては副教育長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

それでは、議案第 13 号 和解及び損害賠償の額の決定について、資料 3 により御説明申し上げます。

資料 3 の 35、36 ページをお願いいたします。

和解及び損害賠償の額の決定についてでございますけれども、事故発生の日時は平成 23 年 10 月 31 日午後 1 時 30 分ごろでございます。

次に、2 の事故発生状況でございますけれども、公務で公用車を運転していた職員が帰宅するため市道浮島街路 38 号線を浮島から市役所方面に向かっていたところ、浮島保育所南東の交差点で左側から交差点に進入してきた普通乗用車に助手席側の側面後部に衝突され、公用車は横転し大破したというものでございます。公用車は右側に倒れて滑走した状況でございます。

この公用車の事故に伴いまして、当該公用車が、これはリースをしていた車両でございますけれども、破損し、修繕費用が車両残存価格を大きく上回ることから、修繕を行わずに廃車することとしたものでございます。

当該公用車は相手方から賃貸借契約により借用していたものであり、その契約では、相手方への返還前に生じた車両の滅失等による損害は本市が負担することとしていたものでございます。

損害賠償の額でございますけれども、77 万 9,343 円でございます。

次に、滅失公用車の詳細でございますけれども、使用課は教育委員会事務局生涯学習課でございます。これは車の所管課でございます。当日車に乗っていたのは文化財課の職員 1 名でございます。

右側 36 ページでございますけれども、(2) の車種はスバルステラ、軽乗用車でございます。登録番号は宮城 580 ねの 1 の 04。初年度登録は平成 22 年 1 月。借り上げ期間は平成 22 年 2 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日まででございます。(6) の月額賃借料は、1 万 2,810 円でございます。(7) の残賃借料、それから(8) の解約に伴い不要となる諸税、保険料等、(9) の残存車両価格が記載されておりますけれども、こちらは(10) の解約に伴う見積もり金額 77 万 9,343 円とでございますけれども、(7) の残賃借料 42 万 2,730 円から(8) の解約に伴い不要となる諸税、保険料等の 23 万 5,378 円をマイナスしまして、残存車両価格 59 万 1,991 円をプラスしたものが(10) の金額になるものでございます。

また、修繕の見積もり額につきましては、36 ページの一番下にございますけれども、105 万 7,226 円でございます。

今回の損害賠償額につきましては、車両のリース会社との間のものでございます。衝突され

た相手方との交渉につきましては現在継続中でありまして、そちらにつきましては確定次第、改めて御報告いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

今回の事故を受けまして、教育委員会の中で、今後はさらに事故の防止、交通安全、安全運転の遵守について職員に対して注意を喚起したところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番昌浦泰已議員。

○16番（昌浦泰已議員）

まずは、文化財課の職員の方お1人が運転されておったということでございますけれども、横転をして大破する、これはかなりの衝撃でぶつけられたと思うんです。職員の方、けがとかなんかはどのような状況だったんですか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

運転していた職員が右側に倒れて少し滑走した状況になりましたので車は大破しましたが、幸いにも職員につきましては軽傷で済んでおります。右側のひじの打撲と挫傷ということで、ちょっとすり傷程度ということで済んでおります。

○議長（板橋恵一）

16番昌浦泰已議員。

○16番（昌浦泰已議員）

わかりました。職員の方がとんでもないけがでもなさったのかなと。ここには書いていないから多分大丈夫なのかなと思ったんですけれども、念のためお聞きしました。

先ほど説明の最後に、改めて教育委員会の職員に関しては交通安全云々と言うんですけれども、これ、公用車の方に瑕疵はあったんですか、運転をされていて。そのところなんです、私がどうしても聞きたいのは。要は、交差点、あそこは恐らく信号機のない交差点だと思うんですけれども、その辺はどうだったのでしょうか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

職員の走っていた方の道路が広いところに左側の狭い道路から出てきたというような状況でございます。相手方との交渉につきましては、先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、現在継続中でございますけれども、過失割合につきましては、まだ確定はしておりませんが、市の方が全くないというわけではございませんけれども、相手方の過失割合の方が多くなる見込みでございます。

○議長（板橋恵一）

16 番昌浦泰已議員。

○16 番（昌浦泰已議員）

確かに、両方走っている状況ですから過失割合というのは発生すると思うんです。まるきりとまっていたのでは、ぶつけた方が 100%悪くなるんですけども。しかしながら、本市の方の職員の方の割合は少ないということを知って安心した次第でございます。

例の交差点なんですけれども、あそこは、多分だと思っんですけども、陸橋からおりてきたすぐのところだと私は想像しているんです。多分間違いないと思っんですけども。あそこ、かねて地域住民からも、信号とかなんかが必要ではないかということは再三言われてきていて、浮島区の方でも要望しておったんですけども、公安委員会の方では見通しが悪いゆえに高崎側からおりてくると急に赤信号でとまらないみたいな話も、本当かどうかかわからないけれども、私はそういう話も聞いておるところでございますので、できればここにいらっしゃる関係部署の方、できれば信号、私は予告信号があれば何とかその辺は、逆に信号をつけて危ないというのを防ぎ得るのではないかとも思うので、もう一度その辺を検討していただきたいなど。これは最後要望にとどめておきますけれども、いみじくもあってはならないことですが、市の職員の遭われた交通事故に関して関連あるものですから、あえてここで要望という形ですけれども一言申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（板橋恵一）

あとございませんか。9 番佐藤恵子議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

説明のところには、相手側からという言葉が出てくるんですが、相手側というのは、このリース屋さんだったんですか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

今回の損害賠償については、リースをしていた契約者の破損に係る損害賠償ということなんですけれども、衝突した相手方は別な方です。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。8 番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

残存車両価格 59 万 1,991 円だそうです。どういう算式でこういうふうになるのかということをお説明ください。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

詳細な計算の方法までは手元に持ってきていなかったんですけども、通常の取得価格から市場価格の方と連動して月の経過によって低減していくような形の計算方法になるとい

うことで確認はしております。

○議長（板橋恵一）

8番藤原益栄議員。

○8番（藤原益栄議員）

こういう場合、耐用年数は何年に見られるんですか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

耐用年数と言いますか、借り上げ期間が5年間でございますので、その5年間の残存車両価格ということで計算したものと認識しております。

○8番（藤原益栄議員）

では、後で資料もらうから。

○議長（板橋恵一）

17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

この車両、車両保険に入っていると思いますけれども、その有無はどうですか。車両保険に入っておられますか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

自賠責と任意保険に入っております。

○議長（板橋恵一）

17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

任意保険、いろいろあるでしょう。事故が起きた場合に、けがした場合における保険、それから車両保険、車が破損した場合に補償できるものもあるんです。それを聞いているんです。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

これは任意保険に入っております。

○議長（板橋恵一）

17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

任意保険の車両保険に入っているんですね。そうすると、この金額は保険で後から入ってくる可能性は大ですよ。いかがですか。そのことを聞いているんです。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

そのような形になります。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

であれば、そういうふうに説明したらいいんじゃないですか、この金額については。任意で車両保険に入っていますので、後日、市の財政から持ち出さなくてもいいんだよと。そういうために保険に入っているんでしょう。そういうことを私は聞いているんです。持ち出ししなくてもいいですという感じなんでしょう。そういうふうに理解しておいていいんですか。

○議長（板橋恵一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

このことにつきましては、先ほども過失割合の話がございましたけれども、過失割合に応じて、事故の相手方に対して求償を行うということが一つございます。その上で、こちらが負担すべき損害については市の方で入っている保険で対応するということになりますので、どちらからどう金が入ってくるか、これはこれからの交渉次第ということになりますけれども、そういったことでは財源補てんは考えられるということでございます。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

交渉次第ではないです。双方、任意保険に入って車両保険に入っているから、これは双方の話し合いで今後この賠償金については一般財政を持ち出ししなくてもいいような仕組みになっているのかどうなのかと聞いているんです。そういう仕組みになっているのか、いないのかということです。その仕組みは、どうなっているの。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

入っている保険全額が来るかどうかということについての確認はまだとれておりません。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

これ以上言っても、確認していないからということでしょうから。

この種の事故で今後、ない方がいいんですけども、あった場合には、その辺まできちっと研究して提案していただかなければ。70 何万、これで示談成立したのはいいんだけど、そういうところまで。こういう車で、こういう保険に入っていて、こういうぐあいになって

いくんだというところまで私はきちっと説明する責任があると思います。その辺をきちっとしなければまずいんじゃないですか。私はそう思うんですけども。

○議長（板橋恵一）

答弁できますか。できなかつたら、ちゃんと資料をそろえて、後日。総務部長。

○総務部長（内海啓二）

ちょっとはっきりしない部分がありましたので、これにつきましては、もうちょっと詳細な形でお知らせを差し上げたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

よろしいですか。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 13 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 14 号 市道路線の認定について

○議長（板橋恵一）

日程第 15、議案第 14 号 市道路線の認定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 14 号 市道路線の認定についてであります。これは下馬 4 丁目 2 号線ほか 2 路線を市道として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めらるものであります。

なお、詳細につきましては建設部長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

それでは、議案書 1 の 35 ページをお開きください。

今回市道認定をお願いする道路は 3 路線でございます。

路線番号 844 につきましては下馬 4 丁目地内における開発行為により帰属を受けた道路と、路線番号 845 につきましては、宮城県において都市計画道路玉川岩切線を整備したことに伴い、現在の県道泉塩釜線が多賀城市へ移管されることから、路線番号 846 の取りつけ道路とあわせ、今回市道認定をお願いするものであります。

この玉川岩切線につきましては、平成元年度から平成 21 年度にかけて整備が進められ、平成 21 年 7 月 30 日に全線が供用開始されました。供用開始後に多賀城市において旧道部分を市道に移管するため宮城県と協議を重ねてきましたが、移管に伴う事務整理や道路施設の補修に時間を要したことや、東日本大震災により被害を受け、再度補修を要することとなりました。今回、被災した箇所の修繕完了の見通しが立ったことから、今回の議会において市道路線の認定をお願いするものであります。

次に、議案関係資料 3 の 37 ページをお開きください。

こちらは位置図になりますが、路線番号 844 の下馬 4 丁目 2 号線は、起点が下馬 4 丁目 116 番 12 地先から終点が下馬 4 丁目 109 番 2 地先までで、路線延長が 138 メートル、道路幅員が 6 メートルから 9.6 メートルでございます。

次のページ、路線番号 845 の新田浮島線は、起点が新田字後 7 番 3 地先から終点が浮島字宮前 135 番地先までで、路線延長が 3,199.7 メートル、道路幅員が 6.4 メートルから 17.2 メートルでございます。

次のページをお開きください。

路線番号 846 の浮島宮前線は、起点が浮島字矢中 175 番 1 地先から終点が浮島字宮前 174 番 1 地先までで、路線延長が 40 メートル、道路幅員が 11 メートルでございます。以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。13 番根本朝栄議員。

○13 番（根本朝栄議員）

845 番の県道泉塩釜線から移管をして市道に認定するということですね。ここは以前から移管するというお話があって、延び延びになって、今回移管を受けたということなんですが、移管を受ける前の懸案事項がいろいろございました。例えば、今までの県道沿いの側溝がふぐあいな状態になっているとか、いろいろな状態があって今まで延びてきたんです。宮城県の方にお願いをして、整備をした後に移管しましょうというようなことで進めてきた、こういう理解でいたんです。その辺の懸案事項は皆解決して、整備するところはあらかじめ整備をしていただいて多賀城市に移管をいただいたという理解でよろしいでしょうか。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

詳細につきましては、道路公園課長から説明させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（板橋恵一）

道路公園課長。

○道路公園課長（鈴木弘章）

数々の路線の修繕、あと議員おっしゃられました側溝等の問題がございます。それらにつきましては、3月末日まで整備を完了するというので協議が調ったものですから、それで今回認定をさせていただくということになります。もし万が一、何かの状態で延びるようなことがありましても、実際には供用開始等の手続きにつきましては、市道といたしましてはすべての整備が終わってから供用開始の手続きをさせていただくということで県の方と協議をしております。

○議長（板橋恵一）

13番根本朝栄議員。

○13番（根本朝栄議員）

それから、ちょうど新田字後7番地3というのはうちの近くなんです。道路の向かい側が多賀城市となるところだと思うんです、これ。こちらは仙台市なので。だから、仙台市のところは市道に当然しないということなんだけれども、今までのあそこの県道は、整備の手法として、仙台市側は仙台市でやっていたんです。側溝なんかの整備は。多賀城市側、道路の反対側は、宮城県でやっていたんです。その辺の関係で、整備をしなければいけないとか修繕をしなければいけないとか、そういうふうになった場合には仙台市との協議でどのようになっているのか。仙台市がすべてやってくれるようになっているのか、多賀城市側は多賀城市でやるのか。その辺の協議はどのようになっていますか。

○議長（板橋恵一）

道路公園課長。

○道路公園課長（鈴木弘章）

先ほど議員おっしゃったところの標識のところ、多賀城市が今度管理する場所と仙台市との分岐点になります。それで、実際に仙台市の行政界の方につきましては仙台市の方で行いますし、今後引き継ぎましてからは多賀城市の方で行うことになります。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

言ったとおりなんですけれども、要するに多賀城市道として認定した部分はこれから多賀城市が管理していきますし、以前は、県道だったときは、仙台市分は県と仙台市が協議して、管理については仙台市がやっていたんです。ですから、それは今度もやはり仙台市の管理で、そちらの方は仙台市で管理するし、多賀城の分は多賀城市で管理するというのでござい

ます。

○議長（板橋恵一）

13 番根本朝栄議員。

○13 番（根本朝栄議員）

もう一度だけ確認しますけれども、道路の南側は多賀城市なんです、沿線沿い。そこの側溝のふぐあいがあっても、これは仙台市でやってくれるという理解でよろしいんですね。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

そのとおりです。

○議長（板橋恵一）

あとごさいませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 14 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 15 号 市道路線の廃止について

○議長（板橋恵一）

日程第 16、議案第 15 号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 15 号 市道路線の廃止についてであります。これは立石宮前線ほか 1 路線の市

道を廃止するため、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めます。

なお、詳細につきましては建設部長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

それでは、議案書 1 の 36 ページをお開きください。

市道路線の廃止をお願いする道路は、路線番号 471 の立石宮前線と路線番号 570 の浮島宮前 1 号線の 2 路線でございます。

これらの道路は、先ほど市道路線認定の際に御説明申し上げました都市計画道路玉川岩切線と重複する道路を廃止するものであります。

次に、議案関係資料 3 の 40 ページをお開きください。

路線番号 471 の立石宮前線は、浮島字矢中 1 番地 1 から浮島 1 丁目 191 番 1 地先までの路線延長 608.7 メートル、道路幅員が 3.5 メートルから 6.8 メートルの道路でございます。

路線番号 570 の浮島宮前 1 号線は、浮島字宮前 136 番 2 地先から浮島字宮前 133 番地先までの路線延長が 75.5 メートル、道路幅員が 4.1 メートルから 4.4 メートルの道路でございます。

今回お願いする先ほどの市道認定 3 路線と市道廃止 2 路線を含めると、市道の路線本数は 841 本となり、路線延長は 177.2 キロメートルとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 15 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 16 号 平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算（第 8 号）

日程第 18 議案第 17 号 平成 23 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 19 議案第 18 号 平成 23 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 20 議案第 19 号 平成 23 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 21 議案第 20 号 平成 23 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 6 号）

日程第 22 議案第 21 号 平成 23 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 4 号）

○議長（板橋恵一）

この際、日程第 17、議案第 16 号 平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算（第 8 号）から日程第 22、議案第 21 号 平成 23 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 4 号）までの 6 件を一括議題といたします。

この際、議案朗読を省略し、直ちに市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 16 号 平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算（第 8 号）は、歳入歳出にそれぞれ 6 億 2,802 万 1,000 円を追加し、総額 437 億 6,130 万 5,000 円とするものであります。

歳出につきましては、道路、小中学校施設、学校給食センター、市立図書館等の災害復旧事業や基金再編に伴う基金積立金の増額補正のほか、総合体育館改修事業等の追加補正を行うのが主なものであります。

一方、歳入につきましては、基金再編に伴う基金繰入金及び特別交付税の増額補正、震災復興特別交付税の追加補正のほか、市税及び市債の減額補正を行うのが主なものであります。また、道路、小中学校施設、学校給食センター及び市立図書館の災害復旧事業等において繰越明許費を設定するとともに、地域活動支援センター事業委託等に係る債務負担行為の追加及び仮設店舗等用地借り上げ料等に係る債務負担行為の変更を行うものであります。

さらに、復旧・復興事業の実施に伴い多額の資金需要が見込まれることから、一時借入金の最高額を 30 億円とするものであります。

次に、議案第 17 号 平成 23 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、歳入歳出にそれぞれ 1 億 8,035 万 5,000 円を追加し、総額 63 億 4,969 万 3,000 円とするものであります。

歳出につきましては、保険給付費及び償還金の増額補正を行うのが主なものであります。

一方、歳入につきましては、療養給付費等負担金、療養給付費交付金の増額補正及び基金繰入金の追加補正を行うほか、国民健康保険税の減額補正を行うのが主なものであります。

また、レセプト点検業務委託等に係る債務負担行為の追加を行うものであります。

次に、議案第 18 号 平成 23 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、歳入歳出からそれぞれ 181 万 3,000 円を減額し、総額 3 億 6,604 万 8,000 円とするものであります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の減額補正を行うものであります。

一方、歳入につきましては、保険基盤安定繰入金の減額補正を行うものであります。

次に、議案第 19 号 平成 23 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、歳入歳出からそれぞれ 7,222 万 5,000 円を減額し、総額 31 億 9,549 万 5,000 円とするものであります。

歳出につきましては、施設開設準備経費助成特別対策事業補助金、保険給付費並びに地域支援事業費の減額補正を行うとともに、諸支出金の増額を行うのが主なものであります。

一方、歳入につきましては、保険料、国庫負担金、支払基金交付金及び県支出金等の減額補正を行うとともに、保険料減免に伴う国庫補助金の増額補正を行うのが主なものであります。

また、介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金について繰越明許費を設定するとともに、包括的支援事業業務委託等に係る債務負担行為の追加を行うものであります。

次に、議案第 20 号 平成 23 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 6 号）は、歳入歳出からそれぞれ 2 億 7,371 万 3,000 円を減額し、総額 42 億 6,018 万 6,000 円とするものであります。

歳出につきましては、職員人件費の増額補正のほか、各事務事業の執行予定額の確定に伴う減額補正を行うものであります。

一方、歳入につきましては、下水道受益者負担金及び国庫支出金の増額補正のほか、地方債の減額補正を行うのが主なものであります。

また、高橋雨水幹線整備事業、公共下水道雨水施設災害復旧事業等について繰越明許費を設定するとともに、雨水ポンプ場管理業務委託等に係る債務負担行為の追加を行うものであります。

最後に、議案第 21 号 平成 23 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 4 号）は、収入につきましては、加入金、下水道負担金及び固定資産売却益の減額補正並びに災害復旧事業に係る国庫補助金、一般会計補助金及び企業債の増額補正を行うものであります。

一方、支出につきましては、受水費の減額補正並びに修繕費の増額補正を行うものであります。

債務負担行為につきましては、水道庁舎管理業務委託、自動車借り上げ料及び単価契約に係る各種業務委託等の追加を行うものであります。

以上です。

○議長（板橋恵一）

お諮りいたします。本案 6 件については、委員会条例第 6 条の規定により、18 人の委員

をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案 6 件については、18 人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました補正予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、全議員 18 人を指名いたします。

○議長（板橋恵一）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あす 2 月 17 日から 2 月 19 日までは休会といたします。

来る 2 月 20 日は補正予算特別委員会終了後に本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2 時 47 分 散会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 24 年 2 月 16 日

議 長 板 橋 恵 一

署名議員 阿 部 正 幸

同 根 本 朝 栄